（証券コード　5406）
平成19年６月５日

株 主 各 位

神戸市中央区脇浜町２丁目10番26号
株式会社神戸製鋼所
代表取締役社長　犬 伏 恭 夫

第154回定時株主総会招集ご通知

拝啓　ますますご清栄のことと拝察申しあげます。
　さて、当社第154回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますから、ご出席くださいますようご案内申しあげます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記の参考書類をご検討くださいまして、以下のいずれかの方法により、平成19年６月25日（月曜日）午後５時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。
〔郵送による議決権の行使〕
同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご返送ください。
〔インターネットによる議決権の行使〕
59ページに記載の「議決権の行使等についてのご案内」をご高覧のうえ、画面の表示に従って賛否をご入力ください。

敬　　具

記

１．日　　時　　平成19年６月26日（火曜日）午前10時
２．場　　所　　神戸市中央区港島中町６丁目11番１
神戸国際展示場２号館（１階）

３．株主総会の目的事項
報告事項
１．第154期(平成18年４月１日から平成19年３月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容および計算書類の内容報告の件
２．会計監査人および監査役会の第154期連結計算書類監査結果報告の件
決議事項
第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役11名選任の件
第３号議案　監査役１名選任の件
第４号議案　当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）に基づく取組みの承認の件

４．議決権の行使等についてのご案内
(59ページに記載の「議決権の行使等についてのご案内」をご参照ください。)

以　　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。なお、議決権を有する他の株主１名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。委任状を議決権行使書用紙とともにご提出ください。

添付書類

事　業　報　告

（平成18年４月１日から
平成19年３月31日まで）

1. 企業集団の現況に関する事項

(1)　事業の経過およびその成果ならびに対処すべき課題

①　事業の経過およびその成果

当期のわが国経済は、企業収益が高水準で推移する中、民間設備投資が増加したほか、雇用者所得も緩やかに増加を続け、個人消費も底堅く推移するなど、景気は緩やかに拡大いたしました。海外においても、中国を始めとするアジアを中心として、世界的に経済は拡大いたしました。

こうした環境のもと、当社グループは、平成18年４月に、平成20年度を最終年次とする３ヵ年の「2006-2008年度グループ中期経営計画」を策定し、その中で、①「オンリーワン製品」の拡販・創出、②「ものづくり力」の強化、③財務基盤の強化、④ＣＳＲの推進、⑤働く喜びと誇りをもてる職場環境の創出、⑥グループ経営の強化、⑦安定的な株主還元、を基本方針に、当社の企業価値および株主共同の利益の最大化に資するべく、これに取り組んでおります。

当期においては、自動車用高張力鋼板、チタン製品、舶用クランク軸、圧縮機、樹脂機械、天然ガスベースの直接還元製鉄プラントなど、オンリーワン製品の売上高は着実に増加しており、当中期経営計画の初年度として、順調に滑り出すことができました。

当期の連結業績は、売上高は前期に比べ2,429億円増収の１兆9,102億円となりましたが、営業利益は、増収に伴う利益増はあるものの、総平均法による在庫評価に伴う収益押し上げ効果が前期に比べて減少したこと、当期に実施した機械装置の減価償却方法の変更によって償却負担が増加したことなどにより、前期に比べ117億円減益の2,086億円となりました。一方、経常利益は、持分法適用会社の収益改善などにより営業外損益が好転したことから、63億円増益の1,832億円となりました。また、税引き後の当期純利益は、固定資産の減損損失、環境対策費用を特別損失として計上したことなどから1,096億円となりました。

単独業績につきましては、売上高は前期に比べ1,199億円増収の１兆1,547億円、営業利益は225億円減益の1,198億円、経常利益は受取配当金の増加などにより58億円増益の1,164億円となりました。また、税引き後の当期純利益は709億円となりました。

当社は、機動的な資本政策を遂行するため、平成19年３月１日開催の取締役会において、会社法第459条第１項および定款の定めに基づく自己株式の取得を決議し、平成19年３月２日から４月18日の間、市場において自己株式の取得を行ないました。この間の市場での取得株式の総数は１億391万９千株（発行済株式の総数に対する割合：3.34％）、株式の取得価額の総額は499億9,960万９千円となりました。

当期の期末配当につきましては、継続的かつ安定的な実施を基本としつつ、当期の利益水準、配当性向、将来の成長のために必要な投資資金、財務状況などを総合的に勘案

し、１株につき４円とさせていただきます。これにより、当期の配当は、先にお支払いいたしました中間配当と合わせて、前期に比べ１株につき１円増配の７円となります。

当社グループは、事業競争力の強化を図るため、戦略的な設備投資の実行、海外拠点の立ち上げなどに引き続き注力してまいりました。

鉄鋼関連事業では、神戸製鉄所において、昨年９月、高級特殊鋼の生産比率向上に寄与する新連続鋳造設備が本格稼動いたしました。また、加古川製鉄所の第２高炉は改修を終え、本年５月に予定通り稼動を開始しており、本年11月～12月には、神戸製鉄所第３高炉の改修を予定しております。いずれの高炉におきましても、炉容積の拡大とそれに対応した炉体形状の最適化などにより操業面でコストダウンを図ってまいります。

溶接材料分野では、造船を中心とした引き続き旺盛な需要に対応するため、国内ならびに海外拠点での生産能力の増強に取り組んでおります。

アルミ・銅関連事業では、真岡製造所におけるアルミ板圧延速度向上のための冷間圧延機のモータ更新や、長府製造所における高級銅板材の品質向上のための冷間調質圧延機更新など、需要の変化に対応した設備投資を着実に実行してまいりました。また、海外においても、昨年６月、米国の自動車サスペンション用アルミ鍛造品製造合弁会社である「コウベ アルミナム オートモーティブ プロダクツ ＬＬＣ」（持株比率：当社60％、商社２社40％）が本格稼動し、現在、需要の拡大に合わせて順調に生産を伸ばしております。

機械関連事業では、国内においては、好調な受注に対応すべく、増産対応、能力増強を中心とした設備投資を行ないました。また、海外においても米国における圧縮機事業強化のため、「コベルコ ＥＤＴＩ コンプレッサーズ インコーポレーテッド」（持株比率：当社92.5％、他7.5％）において、既存工場の再整備に着手し、第２工場の建設も計画するなど、生産能力の拡大に取り組んでおります。

当社グループの事業別の事業の経過およびその成果は、以下のとおりであります。

【鉄鋼関連事業】

国内の鋼材需要は、自動車・造船などの製造業向けを中心に、好調に推移しました。また、前期の汎用品の需給軟化を受けて積み上がっていた国内在庫も、順調に削減が進みました。輸出についても、高級鋼分野が好調を持続したことに加えて、汎用品分野についても世界的な需要拡大を背景に堅調に推移しました。このような状況の中、当社は、製造業向けの高級鋼を中心に、旺盛な需要の確実な取り込みに努めたことにより、鋼材出荷数量は前期を上回りました。また、販売価格についても、値上げが一部進展したことなどから、前期に比べて若干上昇しました。鋳鍛鋼品については造船分野向け、チタン製品については航空機分野向けなどを中心とした旺盛な需要を背景に、売上高は前期を上回りました。

溶接材料の需要については、国内は造船、自動車向けを中心に好調を維持し、海外についても造船、エネルギー関連プロジェクト向けなどを中心に堅調に推移しました。

この結果、当事業の売上高は前期比10％増の8,306億円となりました。一方、営業利益は、前期に収益を大きく押し上げた在庫評価影響が減少したことや、減価償却方法

の変更の影響、加えて、環境保全工事に積極的に取り組んだ影響もあり、前期に比べ363億円減益の945億円となりました。

【電力卸供給事業】

現在、神鋼神戸発電所では、最大出力140万キロワットの電力を供給しております。当事業の売上高は、電力単価に転嫁される石炭価格の上昇により、前期比３％増の668億円となり、営業利益は、安定操業のための設備保全費用増加などにより、前期に比べ15億円減益の180億円となりました。

【アルミ・銅関連事業】

アルミ圧延品の販売量は、飲料用缶材は天候不順の影響により減少したものの、国内、輸出とも自動車向けや、半導体製造装置向け板材、アルミディスク材などが堅調に推移したことから、前期並みとなりました。

銅圧延品の販売量は、板条が自動車用電装部品向けを中心に電子材料分野において引き続き堅調に推移したことや、銅管が海外を中心に増加したことなどから、前期を上回りました。

アルミ鋳鍛造品については、液晶向けが調整局面にあるものの、自動車向けの売上数量、売上高ともに好調に推移しました。

以上のような状況のもと、全体としての販売量は前期並みとなったものの、地金価格の高騰により販売価格が押し上げられたことなどから、当事業の売上高は前期比30％増の3,973億円となり、営業利益は、アルミ･銅の地金価格高騰に伴う在庫評価の影響による収益押し上げ効果などにより、前期に比べ113億円増益の346億円となりました。

【機械関連事業】

国内向け受注高は、好調な民間設備投資を背景に、圧縮機、圧延機械などの受注が引き続き堅調に推移したことに加え、環境分野において廃棄物処理および汚泥処理の大型案件を受注したことなどにより、前期に比べ24％増の1,811億円となりました。また、海外向け受注高は、中東やアジア、北米での石油精製、石油化学、エネルギー業界における活発な設備投資を背景に、圧縮機や樹脂機械、石油精製用の高圧容器などの受注が引き続き好調に推移したことに加え、大型の天然ガスベースの直接還元製鉄プラントを受注したことなどから、前期に比べ37％増の1,275億円となりました。

この結果、当事業全体での受注高は、前期比29％増の3,086億円となり、当期末の受注残高は3,061億円となりました。

また、当事業の売上高は、好調な受注を受け、前期比８％増の2,809億円となり、営業利益は前期に比べ117億円増益の221億円となりました。

【建設機械関連事業】

油圧ショベルの国内市場は、公共工事が引き続き減少傾向にあるものの、堅調な民間投資や中国など海外市場への中古車輸出による国内ストック台数の減少などを背景とした更新需要に支えられて、好調に推移しました。海外についても、米国市場に減速感がみられるものの、中国市場が急速に回復・拡大したことなどから、総じて好調に推移しました。また、クレーン事業についても中東や東南アジアを中心に好調に推移したことから、当事業の売上高は前期比26％増の2,853億円となり、営業利益は前期に比べ59億

円増益の148億円となりました。

【不動産関連事業】

不動産販売事業において、分譲マンションの引渡し戸数が減少したことなどから、当事業の売上高は前期比12％減の413億円となりましたが、営業利益は、コストの改善などにより前期に比べ若干増益の53億円となりました。

【電子材料・その他の事業】

液晶ディスプレイの在庫調整の影響ならびに代替素材との競合によって、配線膜用ターゲット材の販売量が減退したものの、エレクトロニクス関連を中心とした試験分析需要を着実に取り込んだことなどから、売上高は前期比４％増の635億円となりました。営業利益は、配線膜用ターゲット材の需要減退の影響もあり前期に比べ31億円減益の143億円となりました。

②　対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、国内の設備投資や個人消費など民間需要が引き続き増加すると見込まれるなど、景気は引き続き緩やかな拡大が続くものと予想されますが、米国経済の動向や中国での鋼材生産の更なる拡大による汎用品市況の軟化など懸念される要素もあり、必ずしも楽観できる状況ではありません。

このような状況の中、当社グループが取り組むべき重点事業戦略は、次のとおりであります。

鉄鋼関連事業では、鋼材分野において、需要の安定ないし成長が期待される製造業向け高級鋼の拡販に引き続き努めるとともに、鋳鍛鋼、チタンの分野では需要拡大への対応を図ります。また、高炉改修など実施中の設備投資案件を確実に立ち上げ、その投資効果を早期に最大限発揮することにより、製造技術を強化し、省エネルギー・コストダウンを進めるとともに、安定した生産体制の構築、環境配慮への一層の取り組みを実施いたします。加えて、中長期的な観点から、原料の安定調達の確保、技能継承の円滑な推進など、事業基盤の強化に着実に取り組んでまいります。

溶接材料分野では、引き続き旺盛な需要を確実に取り込むとともに、需要の伸びが期待される海外を中心に、造船分野などで多用されているフラックス入りワイヤを事業拡大の基軸として世界のリーディングカンパニーを目指してまいります。

電力卸供給事業では、設備保全の更なる強化や操業技術の蓄積を図り、安定操業の継続と収益の確保に努めてまいります。

アルミ・銅関連事業では、今後も拡大が見込まれる自動車・ＩＴ関連分野を重点分野と位置づけ、経営資源を積極的に投入してまいります。特に、アルミディスク材および自動車のサスペンション用アルミ鍛造品で積極的な事業展開を行ない、収益の拡大に努めてまいります。また、地金価格の高止まりによるコストアップに対し、販売価格の改善に努めるとともに、既存設備の能力増強などを実施し、品質と生産性の向上に取り組んでまいります。

機械関連事業では、好調な需要環境を収益に確実につなげるべく、基盤設備を増強し、生産能力の確保を行なうとともに、品質向上とコストダウンに取り組んでまいります。需要環境の厳しい環境分野では、徹底したコスト削減により収益力の強化を進めてまいりま

す。また、直接還元製鉄プラントや次世代製鉄法などの新鉄源ビジネスへの取り組みを一層強化し、収益源としての育成に努めてまいります。

建設機械関連事業では、好調な需要環境が継続する中、海外展開を強化し、販売台数の更なる拡大を目指すとともに、事業環境の変化に対する適応力の強化を図るべく、事業基盤強化策を推進してまいります。

不動産関連事業では、賃貸・ビルマネジメント事業などの安定収益分野の拡充を引き続き進めるとともに、分譲事業についても、事業用地の取得や他社との共同事業などを安定的に推進してまいります。

電子材料・その他の事業では、液晶ディスプレイ用ターゲット材における代替素材との競争激化に対し、新製品の早期実用化を推進するとともに、生産性の向上やコストダウンなどを着実に実行することにより、収益の確保を図ってまいります。

なお、昨年５月に加古川製鉄所および神戸製鉄所におけるばい煙の排出基準逸脱、データの不適正な取り扱い、ボイラ設備事故の所管当局への未報告などの事象が判明しました。当社は、再発を防止するため、また、環境保全とコンプライアンスを徹底するため、従業員に対する環境保全・コンプライアンス教育、組織の変更を伴う環境管理体制の強化、社外の有識者をメンバーとする環境管理委員会の設置、社外のコンサルタントの参画による環境監査の強化などに取り組んでおります。また、設備面、技術面でも、ボイラの脱硫のための石灰を定量的かつ確実にボイラに投入できる装置の設置などばい煙対策を着実に実行し、再発を防止する体制を強化しております。

加えて、粉じん対策として加古川製鉄所に防じんネットを設置するなど、地域の環境保全のための設備投資を積極的に実行しております。

当社としては、今後も環境保全とコンプライアンスを経営の重要課題として位置づけ、当社のみならず、グループを挙げて環境保全とコンプライアンス体制の再徹底に取り組んでいく所存であります。

当社グループを取り巻く環境は、決して楽観できる状況にはありませんが、当社グループは、株主・投資家、取引先、従業員、地域社会など、あらゆるステークホルダーの皆様に対して企業としての社会的責任を全うできるよう努力を続けることにより、持続的な企業価値の向上を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、なお一層のご支援とご鞭撻を賜わりますようお願い申しあげます。

③　生産量、受注および事業別の売上高・営業利益の状況

(i) 生産量の状況

区　　分		第153期 (平成17年度)	第154期(当期) (平成18年度)
		千トン	千トン
鉄　鋼　関　連　事　業	粗　　鋼	7,653	7,930
アルミ・銅関連事業	アルミ圧延品	353	354
	銅圧延品	141	149

(ii) 受注の状況

区　　分			第153期 (平成17年度)	第154期(当期) (平成18年度)
			百万円	百万円
機械関連事業	受　注　高	国　　内	146,594	181,165
		海　　外	92,868	127,501
		合　　計	239,462	308,667
	受注残高	国　　内	122,503	150,782
		海　　外	124,226	155,374
		合　　計	246,729	306,157

(iii) 事業別の売上高・営業利益の状況

区　　分	第153期 (平成17年度)		第154期(当期) (平成18年度)	
	売上高	営業利益	売上高	営業利益
	百万円	百万円	百万円	百万円
鉄　鋼　関　連　事　業	758,368	130,906	830,696	94,589
電　力　卸　供　給　事　業	65,208	19,529	66,858	18,021
アルミ・銅関連事業	304,945	23,362	397,309	34,670
機　械　関　連　事　業	259,277	10,381	280,946	22,132
建設機械関連事業	227,027	8,827	285,382	14,802
不　動　産　関　連　事　業	47,244	5,126	41,362	5,314
電子材料・その他の事業	61,128	17,465	63,578	14,304
全　社　お　よ　び　消　去	△ 55,887	4,794	△ 55,838	4,790
合　　計 (うち海外売上高)	1,667,313 (420,873)	220,395	1,910,296 (562,866)	208,624

⑵　財産および損益の状況

①　企業集団の財産および損益の状況

区　　分	第151期（平成15年度）	第152期（平成16年度）	第153期（平成17年度）	第154期（当期）（平成18年度）
売　上　高（百万円）	1,219,179	1,443,771	1,667,313	1,910,296
営業利益（百万円）	100,699	166,576	220,395	208,624
経常利益（百万円）	50,789	116,028	176,932	183,278
当期純利益（百万円）	22,066	51,288	84,559	109,668
１株当たり当期純利益	７円43銭	17円27銭	27円93銭	35円36銭
総　資　産（百万円）	1,916,338	1,901,202	2,074,241	2,241,570
純　資　産（百万円）	330,126	379,213	529,999	636,431
１株当たり純資産	111円23銭	127円79銭	170円64銭	194円46銭

②　当社の財産および損益の状況

区　　分	第151期（平成15年度）	第152期（平成16年度）	第153期（平成17年度）	第154期（当期）（平成18年度）
売　上　高（百万円）	801,118	899,731	1,034,773	1,154,742
営業利益（百万円）	61,305	105,740	142,339	119,802
経常利益（百万円）	25,251	67,849	110,600	116,473
当期純利益（百万円）	15,884	31,027	49,174	70,975
１株当たり当期純利益	５円34銭	10円43銭	16円21銭	22円84銭
総　資　産（百万円）	1,411,731	1,359,795	1,423,331	1,517,374
純　資　産（百万円）	342,738	373,777	484,728	506,705
１株当たり純資産	115円22銭	125円68銭	155円75銭	166円６銭

（注）１．当社は、第152期より旧株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第19条の２に規定する連結計算書類を作成し、第154期より会社法第444条に規定する連結計算書類を作成しております。
（注）２．第154期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会　平成17年12月９日　企業会計基準第５号）および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会　平成17年12月９日　企業会計基準適用指針第８号）を適用しております。

⑶　設備投資の状況

当期の設備投資総額は、工事（検収）ベースで1,336億円であります。

当期末現在継続中の主な設備投資は、次のとおりであります。

区　　分	設　　備　　名
継　続　中	加古川製鉄所　第２高炉改修工事（鉄鋼関連事業）

⑷　資金調達の状況

当社グループは、社債償還資金および借入金返済等に充当するため、無担保社債を合計611億円発行いたしました。

⑸ 主要な事業内容（平成19年３月31日現在）

当社グループは、主として次に掲げる事業を行なっております。

区分		主要な製品・事業内容
鉄鋼関連事業	条鋼 鋼板 鋼片	普通線材、特殊線材、特殊鋼線材、普通鋼棒鋼、特殊鋼棒鋼 厚板、中板、薄板（熱延・冷延・表面処理）
	加工製品･銑鉄他	鋳鍛鋼品（舶用部品・電機部品・産業機械部品等）、チタンおよびチタン合金、鉄粉および粉末製品、鋳物用銑、製鋼用銑、スラグ製品、ステンレス鋼管、建材、各種特殊鋼製品、各種鋼線
	溶接材料他	各種被覆アーク溶接棒、自動・半自動溶接用ワイヤ、フラックス、溶接ロボット、溶接電源、各種溶接ロボットシステム、溶接関連試験･分析･コンサルティング業
電力卸供給事業		電力卸供給
アルミ・銅関連事業	アルミ圧延品	飲料缶用アルミ板、熱交換器用アルミ板、自動車用アルミ板、各種アルミ押出品、磁気ディスク用アルミ基板、アルミ箔
	銅圧延品	空調用銅管、半導体用伸銅板条、自動車端子用伸銅板条、リードフレーム、復水管
	アルミ鋳鍛造品他	アルミニウム合金およびマグネシウム合金鋳鍛造品（航空機用部品・自動車用部品等）、アルミ加工品（自動車用部品・建材・建設用仮設資材等）
機械関連事業	産業機械	各種プラント（製鉄・非鉄・ペレタイジング・石油化学等）、エネルギー・化学関連機器、原子力関連機器、土木工事、新交通システム、タイヤ・ゴム機械、樹脂機械、超高圧装置、真空成膜装置、金属加工機械、各種圧縮機、冷凍機、ヒートポンプ、鉱山・砕石機械、各種環境プラント、資源再生･土壌浄化、冷却塔、各種内燃機関、重電機器、搬送機器
建設機械関連事業		油圧ショベル、ミニショベル、ホイールローダ、クローラクレーン、ラフテレーンクレーン、作業船
不動産関連事業		不動産開発・建設・分譲・仲介・リフォーム、不動産賃貸・ビルマネジメント、マンション管理
電子材料・その他の事業		特殊合金他新材料（ターゲット材等）、各種材料の分析・解析、高圧ガス容器製造業、シリコンウエハーの再生研磨・販売、超電導製品、ＩＣテストサービス、有料老人ホームの運営、総合商社

⑹　主要な営業所および工場（平成19年３月31日現在）

当社	本社		神戸（本店）、東京
	支社		大阪、名古屋
	支店		北海道（札幌市）、東北（仙台市）、新潟（新潟市）、北陸（富山市）、四国（高松市）、中国（広島市）、九州（福岡市）、沖縄（那覇市）
	海外事務所		ニューヨーク、デトロイト、シンガポール、北京、上海
	研究所		神戸（神戸市）
	工場	鉄鋼関連事業	加古川（兵庫県）、神戸（神戸市）、高砂（兵庫県）、藤沢（神奈川県）、茨木（大阪府）、西条（広島県）
		アルミ・銅関連事業	真岡（栃木県）、長府（山口県）、大安（三重県）
		機械関連事業	高砂（兵庫県）、播磨（兵庫県）
子会社および関連会社	**〔鉄鋼関連事業〕**日本高周波鋼業株式会社（東京都）、神鋼特殊鋼管株式会社（山口県下関市）、神鋼建材工業株式会社（兵庫県尼崎市）、神鋼物流株式会社（神戸市）、神鋼ボルト株式会社（千葉県市川市）、株式会社テザックワイヤロープ（大阪府貝塚市）、堺鋼板工業株式会社（大阪府堺市）、株式会社神鋼エンジニアリング＆メンテナンス（神戸市）、神鋼総合サービス株式会社（神戸市）、KOBEウェルディングワイヤ株式会社（京都府福知山市）、エヌアイウエル株式会社（兵庫県尼崎市）、住友チタニウム株式会社（兵庫県尼崎市）、神鋼鋼線工業株式会社（兵庫県尼崎市）、関西熱化学株式会社（兵庫県尼崎市） **〔電力卸供給事業〕**神鋼神戸発電株式会社（神戸市） **〔アルミ・銅関連事業〕**株式会社コベルコ マテリアル銅管（東京都）、神鋼リードミック株式会社（福岡県北九州市）、サン・アルミニウム工業株式会社（千葉市）、神鋼ノース株式会社(茨城県かすみがうら市)、神鋼メタルプロダクツ株式会社(福岡県北九州市)、コウベ プレシジョン テクノロジー センディリアン ベアハッド（マレーシア）、シンガポール コウベ プライベート リミテッド（シンガポール） **〔機械関連事業〕**株式会社神鋼環境ソリューション（神戸市）、コベルコ・コンプレッサ株式会社（東京都）、神鋼造機株式会社（岐阜県大垣市）、神鋼電機株式会社（東京都）、株式会社アーステクニカ（東京都）、コンプレホ シデルルヒコ デグアジャナ セーアー（ベネズエラ） **〔建設機械関連事業〕**コベルコ建機株式会社（東京都）、コベルコクレーン株式会社（東京都） **〔不動産関連事業〕**神鋼不動産株式会社（神戸市） **〔電子材料・その他の事業〕**株式会社コベルコ科研（神戸市）、神鋼ＪＦＥ機器株式会社（鳥取県倉吉市）、コウベ スチール ＵＳＡ ホールディングス インコーポレーテッド（米国）、神鋼商事株式会社（大阪市）、ジェネシス・テクノロジー株式会社（兵庫県西脇市）、日本メディカルマテリアル株式会社（大阪市）		

（注）当社の海外事務所には、現地法人を含めております。

⑺　従業員の状況（平成19年３月31日現在）

①　企業集団の従業員の状況

区　　分	従　業　員　数
鉄　鋼　関　連　事　業	11,733 名
電　力　卸　供　給　事　業	75
アルミ・銅関連事業	7,503
機　械　関　連　事　業	4,612
建設機械関連事業	4,355
不　動　産　関　連　事　業	728
電子材料・その他の事業および全社	2,822
合　　計	31,828

（注）従業員数は就業人員数であります。

②　当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
9,048名	375名増	41.0歳	19.8年

（注）１．従業員数は就業人員数であります。

（注）２．上記従業員数には、出向者3,743名を含んでおりません。

⑻　重要な子会社等の状況

区分	会　社　名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
子会社	日本高周波鋼業株式会社	百万円 15,669	% 51.86	特殊鋼鋼材の製造、販売
	神鋼特殊鋼管株式会社	4,250	100.00	ステンレス鋼管・精密鋼管の製造、販売
	神鋼建材工業株式会社	3,500	96.80	土木・建築用製品の製造、販売
	神鋼物流株式会社	2,479	97.68	港湾運送、内航海運、通関、貨物自動車運送、倉庫、工場構内諸作業請負
	神鋼ボルト株式会社	465	100.00	建築・建設機械用等各種ボルトの製造、販売

区分	会　社　名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
子会社	株式会社テザックワイヤロープ	百万円 450	% 51.49	鋼索・鋼線・鋼撚線の製造、販売
	堺鋼板工業株式会社	320	80.00	薄鋼板の剪断加工、販売
	株式会社神鋼エンジニアリング＆メンテナンス	150	79.80	各種プラント・機械の設計、製作、据付、配管および保全工事
	神鋼総合サービス株式会社	57	100.00	土木建築、造園の工事、警備、施設運営管理
	ＫＯＢＥウェルディングワイヤ株式会社	250	100.00	溶接用ワイヤの製造
	エヌアイウエル株式会社	44	100.00	溶接材料および溶接関連機器の販売
	神鋼神戸発電株式会社	3,000	100.00	電力卸供給
	株式会社コベルコ マテリアル銅管	6,000	55.00	空調用銅管、建築･給湯用銅管等の製造、販売
	神鋼リードミック株式会社	1,800	75.00	電子部品・半導体および集積回路部品の製造・販売、同部品の鍍金加工・販売
	サン・アルミニウム工業株式会社	560	95.31	アルミニウム箔の製造、販売
	神鋼ノース株式会社	400	100.00	アルミニウム製加工品の製造、販売
	神鋼メタルプロダクツ株式会社	200	90.00	銅・銅合金管、復水管および加工品の製造、販売
	コウベ プレシジョン テクノロジーセンディリアン ベアハッド	千リンギットマレーシア 19,000	100.00	ハードディスクドライブ用磁気ディスク基板の製造、販売
	シンガポール コウベ プライベート リミテッド	千米ドル 2,350	100.00	銅条の加工、リードフレームの製造、販売
	株式会社神鋼環境ソリューション	百万円 6,020	※1 ※2 75.85	各種環境プラントの設計・製作・建設、各種産業用機器装置の設計・製作
	コベルコ・コンプレッサ株式会社	450	100.00	空気圧縮機・冷凍機の販売、サービス
	神鋼造機株式会社	300	100.00	内燃機関、変速機、試験機等の製造、販売
	コベルコ建機株式会社	16,000	80.00	建設機械の製造、販売
	コベルコクレーン株式会社	7,380	100.00	建設機械の製造、販売

区分	会　社　名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
子会社	神鋼不動産株式会社	百万円 3,000	% 100.00	不動産分譲、不動産賃貸、仲介・リフォーム、ビルマネジメント
	株式会社コベルコ科研	300	100.00	材料の分析・試験、構造物の評価およびターゲット材、半導体検査装置の製造、販売
	神鋼ＪＦＥ機器株式会社	300	※1 80.00	高圧ガス容器の製造、販売
	コウベスチールＵＳＡホールディングスインコーポレーテッド	千米ドル 205	100.00	米国における事業会社の株式保有
関連会社	住友チタニウム株式会社	百万円 8,739	23.92	スポンジチタン・多結晶シリコン等の製造、販売
	神鋼鋼線工業株式会社	8,062	※1 33.67	線材二次製品の製造、販売および各種構造物の建設工事の請負
	関西熱化学株式会社	6,000	39.00	コークス類その他各種化学工業品の製造、販売
	神鋼電機株式会社	9,709	※2 20.27	電子精密機器・重電機器等の製造、販売
	株式会社アーステクニカ	1,200	50.00	破砕機・粉砕機・環境関連機器・微粉砕機器の設計、製造、販売、サービス
	コンプレホ シデルルヒコデ グアジャナ セーアー	百万ベネズエラボリバール 54,625	21.04	ホットブリケットアイアンの製造、販売
	神鋼商事株式会社	百万円 5,650	※1 ※2 35.10	鉄鋼、非鉄金属、機械等の売買および輸出入
	ジェネシス・テクノロジー株式会社	2,633	26.39	ＩＣのテスティングおよび加工・組立て、ＩＣデザイン
	日本メディカルマテリアル株式会社	2,500	23.00	人工関節、人工歯根をはじめとする医療材料・医療機器の開発、製造、販売

（注）１．上表の※１印は、子会社保有の株式を含めております。なお、神鋼ＪＦＥ機器株式会社については、全株式を子会社が保有しております。

（注）２．上表の※２印は、退職給付信託として拠出している株式を含めております。なお、神鋼電機株式会社については、全株式を退職給付信託として拠出しております。

（注）３．当期において、株式会社テザックワイヤロープ、株式会社アーステクニカの２社を新たに追加いたしました。

（注）４．当期において、堺鋼板工業株式会社に対する当社の保有株式のうち、20.00％を神鋼商事株式会社に譲渡した結果、当社の議決権比率は80.00％となりました。

（注）５．当期において、エヌアイウエル株式会社に対する当社の議決権比率は、51.00％から100.00％となりました。

（注）６．当期において、当社は、株式交換により神鋼造機株式会社を完全子会社といたしました。

(9) 主要な借入先および借入額（平成19年３月31日現在）

借　入　先	借 入 金 残 高
日本政策投資銀行	97,101 百万円
株式会社みずほコーポレート銀行	63,241
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	46,819
株式会社三井住友銀行	44,512

（注）上記のほか、株式会社みずほコーポレート銀行および株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行をそれぞれ幹事とするシンジケートローンが、合わせて12,500百万円ありますが、各借入先の借入金残高に含めておりません。

2. 会社の株式に関する事項（平成19年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　6,000,000,000株

(2) 発行済株式の総数　3,115,061,100株

(3) 株　主　数　254,468名

(4) 大　株　主

株　主　名	持 株 数	持株比率	当社の大株主への出資状況	
			持 株 数	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	158,700 千株	5.20 %	―― 千株	―― %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	150,008	4.92	――	――
日本生命保険相互会社	125,311	4.11	――	――
株式会社みずほコーポレート銀行	70,369	2.31	――	――
新日本製鐵株式會社	63,975	2.10	28,017	0.41
住友金属工業株式会社	63,975	2.10	82,184	1.71
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	52,335	1.72	――	――
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	47,348	1.55	――	――
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	42,561	1.39	――	――
双日株式会社	42,016	1.38	1,024	0.10

（注）１．当社は、自己株式63,891千株を保有しておりますが、上表には記載しておりません。大株主の当社に対する持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

（注）２．株式会社みずほコーポレート銀行は、株式会社みずほフィナンシャルグループの完全子会社であります。当社は、株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式13,802株（持株比率0.12％）を保有しております。

（注）３．三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社および株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行は、株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループの完全子会社であります。当社は、株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループの普通株式8,704.02株（持株比率0.08％）を保有しております。

⑸　自己株式の取得、処分および保有

①　取得株式

・単元未満株式の買取による取得

普通株式　722,866株

取得価額の総額　281,498,787円

・会社法第459条第１項および定款の定めに基づく取締役会決議による自己株式の取得

普通株式　60,867,000株

取得価額の総額　29,980,009,000円

②　処分株式

・単元未満株式の買増請求により処分した自己株式

普通株式　96,478株

処分価額の総額　36,228,818円

③　当期末における保有株式

普通株式　63,890,976株

（注）１．当期において、当社は、株式交換により神鋼造機株式会社を完全子会社といたしました。株式交換に際しては、新株式の発行に代えて、自己株式464,676株を割当交付いたしました。

（注）２．上記のほか、当社は、会社法第459条第１項および定款の定めに基づく取締役会決議による自己株式の取得を平成19年４月３日から平成19年４月18日まで実施し、普通株式43,052,000株を取得いたしました。

3. 会社役員に関する事項

⑴　取締役および監査役（平成19年３月31日現在）

地　位	氏　名	担　当	他の法人等の代表状況等
取締役会長（代表取締役）	水越　浩士		神戸商工会議所会頭 神戸商工会館株式会社代表取締役社長
取締役社長（代表取締役）	犬伏　泰夫		
取締役副社長（代表取締役）	佐藤　廣士	全社技術開発の総括、環境防災部の総括、新鉄源プロジェクト本部の担当	株式会社国際健康開発センタービル代表取締役社長
取締役副社長（代表取締役）	木村　敏夫	鉄鋼部門長	
取締役副社長（代表取締役）	小谷　重遠	機械エンジニアリングカンパニープレジデント	
専務取締役	中山　裕之	アルミ・銅カンパニープレジデント	

地　位	氏　　名	担　　当	他の法人等の代表状況等
専務取締役	松谷　高志	業務部の総括、秘書広報部、法務部、石炭エネルギープロジェクト部の担当、全社コンプライアンスの担当、新鉄源プロジェクトに関わる特命事項の担当	
専務取締役	藍田　　勲	溶接カンパニープレジデント	神鋼タセト株式会社 代表取締役社長 エヌアイ･コウベ･ウエルディング 株式会社代表取締役社長
専務取締役	小山　敬治	人事労政部、経営企画部、ＩＴ企画部、財務部、営業企画部の総括、支社・支店（高砂製作所を含む）、海外事務所（鉄鋼部門所管を除く）の総括、監査部、経理部の担当	
監査役（常勤）	浅岡　　徹		
監査役（常勤）	大越　年祝		
監査役（非常勤）	緒方　重威		弁護士
監査役（非常勤）	師田　　卓		
監査役（非常勤）	金子　崇輔		

（注）１．監査役緒方重威、監査役師田　卓および監査役金子崇輔の３氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。

（注）２．監査役浅岡　徹、監査役大越年祝、監査役師田　卓および監査役金子崇輔の４氏は、以下のとおり財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

・監査役浅岡　徹氏は、当社において、平成13年６月から平成18年３月まで、取締役として財務・経理部門を担当しておりました。

・監査役大越年祝氏は、当社において、経理部門に長年在籍し、平成15年６月から平成16年３月まで、執行役員として経理部門を担当しておりました。

・監査役師田　卓氏は、帝人株式会社において、平成５年６月から平成12年６月まで、取締役として財務・経理部門を担当しておりました。

・監査役金子崇輔氏は、株式会社第一勧業銀行に長年勤務し、平成６年６月から平成11年４月まで、取締役として銀行業務に従事しておりました。

（注）３．当期中の退任取締役および退任監査役は、次のとおりであります。

退任時の地位	氏　　名	退任時の担当または主な職業	退任年月日
専務取締役	浅岡　　徹	社長付	平成18年６月28日
監査役	髙田　　治		平成18年６月28日

（注）４．平成19年４月１日付の取締役の地位の異動は、次のとおりであります。

異動後の地位	氏　　名	異動前の地位	異動年月日
取締役副社長 （代表取締役）	小山　　敬治	専務取締役	平成19年４月１日

（注）５．平成19年４月１日現在の取締役・執行役員の体制および担当は、次のとおりであります。

①　本社（鉄鋼部門を除く）

地　　位	氏　　名	担　　当
取締役会長 （代表取締役）	水越浩士	
取締役社長 （代表取締役）	犬伏泰夫	
取締役副社長 （代表取締役）	佐藤廣士	全社技術開発の総括、環境防災部の総括
取締役副社長	木村敏夫	社長付
取締役副社長 （代表取締役）	小山敬治	人事労政部、経営企画部、ＩＴ企画部、財務部、営業企画部の総括、支社・支店（高砂製作所を含む）、海外事務所（鉄鋼部門所管を除く）の総括、監査部、経理部の担当
専務取締役	松谷高志	秘書広報部、業務部の総括、法務部、石炭エネルギープロジェクト部、新鉄源プロジェクト本部の担当、全社コンプライアンスの担当
常務執行役員	吉田達樹	環境防災部、人事労政部、営業企画部、支社・支店（高砂製作所を含む）の担当
常務執行役員	川田　　豊	技術開発本部長
常務執行役員	藤原寛明	経営企画部、ＩＴ企画部、財務部、海外事務所（鉄鋼部門所管を除く）の担当、システムの担当
執行役員	泉　　博二	秘書広報部の担当
執行役員	沖田誠治	石炭エネルギープロジェクト部長、技術開発本部副本部長
執行役員	関　　勇一	技術開発本部開発企画部長

② 鉄鋼部門

地　位	氏　名	担　当
副社長執行役員	賀屋知行	鉄鋼部門長
専務執行役員	大西功一	鋼材生産全般の担当、加古川製鉄所長
常務執行役員	田中　毅	鉄鋼部門長付
常務執行役員	中園政明	鉄鋼部門長付
常務執行役員	村瀬敬一	業務部、ラグビー部支援室、資材部、建設技術部の担当
常務執行役員	阿部央道	鋳鍛鋼事業部長、チタン本部、鉄粉本部の担当
常務執行役員	小南孝教	神戸製鉄所長
常務執行役員	山口育廣	鉄鋼総括部の担当
常務執行役員	公文康進	線材条鋼、厚板営業の担当
執行役員	吉田裕信	原料部の担当
執行役員	木村雅保	鋼材商品技術の担当
執行役員	川崎博也	鋼材生産技術の担当、技術総括部長
執行役員	津村拓良	輸出、薄板営業の担当

③ 溶接カンパニー

地　位	氏　名	担　当
専務取締役	藍田　勲	プレジデント
執行役員	粕谷　強	バイスプレジデント、営業部長

④ アルミ・銅カンパニー

地　位	氏　名	担　当
専務取締役	中山裕之	プレジデント
専務執行役員	大城英夫	銅板事業、鋳鍛事業、技術開発の担当
常務執行役員	髙橋　徹	真岡製造所長
常務執行役員	下村良介	アルミ板、銅板事業営業の担当
常務執行役員	長井生一	押出事業、プレジデント特命事項の担当

⑤ 機械エンジニアリングカンパニー

地　位	氏　名	担　当
取締役副社長 (代表取締役)	小谷重遠	プレジデント
専務執行役員	重河和夫	バイスプレジデント、産業機械事業部長、開発センター長
常務執行役員	田中　順	エンジニアリング事業部長
常務執行役員	毛利修三	圧縮機事業部長

⑵　取締役および監査役の報酬等の総額

区　分	報　　酬		備　　考
	支給人員	支払額	
取締役	名 10	百万円 549	報酬支給人員には、当期中に退任した取締役、監査役各１名を含めております。
監査役 （うち社外監査役）	6 （　3　）	102 （　39）	
合　計	16	652	

（注）１．平成16年６月25日開催の第151回定時株主総会において、取締役の報酬額は月額63百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人としての職務に対する給与は含まない）、監査役の報酬額は月額11百万円以内と決議いただいております。
（注）２．上表に記載した報酬等のほか、平成16年６月25日開催の第151回定時株主総会決議に基づき、退職慰労金の打ち切り支給として取締役１名に対して31百万円を支給しております。

⑶　社外役員に関する事項

①　他の会社の社外役員の兼任状況

監査役緒方重威氏は、新日鉱ホールディングス株式会社、太陽生命保険株式会社、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社の社外監査役を兼務しております。

監査役師田　卓氏は、日本通信株式会社の社外監査役を兼務しております。

監査役金子崇輔氏は、古河電気工業株式会社の社外取締役を兼務しております。

②　当事業年度における主な活動状況

(i) 取締役会および監査役会への出席状況

	取締役会（16回開催）	監査役会（22回開催）
	出席回数	出席回数
監査役　緒方重威	12回	19回
監査役　師田　卓	16回	22回
監査役　金子崇輔	16回	21回

(ii) 取締役会および監査役会における発言状況

監査役緒方重威氏は、法曹界における長年の経験に加えて、他の会社の社外役員としての豊富な見識から、経営に係る助言および提言を行なっており、特にコンプライアンスに係る重要な問題について、積極的に意見を表明しております。

監査役師田　卓氏は、産業界における豊富な経験・見識から、経営に係る助言および提言を行なっております。また、コンプライアンスに係る問題に対しても、積極的に意見を表明しております。

監査役金子崇輔氏は、金融界における豊富な経験・見識から、経営に係る助言および提言を行なっております。また、コンプライアンスに係る問題に対しても、積極的に意見を表明しております。

なお、昨年５月に加古川製鉄所および神戸製鉄所におけるばい煙の排出基準逸脱、データの不適正な取り扱いおよび所管当局に対するボイラ設備事故の未報告などの事象が社内調査で判明しました。監査役緒方重威、監査役師田　卓および監査役金子崇輔の３氏は、問題の判明まで当該事実を認識しておりませんでしたが、日ごろから法令遵守の視点に立った提言を行ない、注意喚起しておりました。

当該事実の発生後、監査役緒方重威、監査役師田　卓および監査役金子崇輔の３氏は、取締役会において、社内処分の適正性などについて意見表明を行ない、責任の重さ等を十分に考慮した処分を求める提言を行ないました。さらに、５名の監査役の総意として、監査役緒方重威氏が代表し、取締役会に対して、法令遵守状況の調査を強く求める提言を行ないました。

③　責任限定契約の内容の概要

当社と社外監査役は会社法第427条第１項および定款の定めに基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、2,000万円以上で予め定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額としております。

4. 会計監査人に関する事項

⑴　会計監査人の名称

あずさ監査法人

⑵　会計監査人の報酬等の額

区　　分		支　払　額
①	当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額	百万円 56
②	当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	212

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と証券取引法に基づく監査の報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

（注）２．当社の重要な子会社のうち、日本高周波鋼業株式会社、コウベ プレシジョン テクノロジー センディリアン ベアハッド、シンガポール コウベ プライベート リミテッドならびにコウベ スチール ＵＳＡ ホールディングス インコーポレーテッドは、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

⑶　非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務（非監査業務）である「財務報告に係る内部統制の評価作業に関するアドバイザリー業務」等を委託しております。

⑷　会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号記載のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役全員の同意のもとに会計監査人を解任します。

また、取締役会は、会計監査人が会計監査を適切に遂行できないと判断されるとき、その他その必要があると判断した場合、監査役会の同意を得て、または監査役会の請求に基づき、当該会計監査人の解任または不再任に係る議案を株主総会に提出します。

5. 会社の体制および方針

⑴　取締役の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社の取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制は、以下のとおりです。

①　取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

法令等を遵守するための具体的な企業行動指針を定めた『企業倫理綱領』をコンプライアンスの規範・基準とする。また、当社および主要グループ会社において、取締役会の諮問機関として外部委員を入れた「コンプライアンス委員会」を設置する他、外部の弁護士を受付窓口とする「内部通報システム」を導入するなど、外部からのチェックを組み込んだ法令遵守体制を構築する。

②　取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

『取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する規程』に従い、適切に取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理を行なう。

③　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

『リスク管理規程』を策定することにより、業務の適正と効率性を確保する。『リスク管理規程』は、当社事業を取り巻くリスクについて、各部門が個別のリスク項目を抽出し、その抽出されたリスク項目に対して予防保全策およびリスク顕在時の対応手順を定める他、リスク管理のモニタリング体制のあり方について規定するものである。『リスク管理規程』に定める管理基準は、適宜その内容を見直すこととする。また、この体制については、内部監査部門により適切性や有効性の検証を実施する。

④　取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

事業ユニット毎の収益力強化や、経営資源の選択・集中による事業構造の変革を遂行するための経営システムとして「社内カンパニー制」を敷き、主要な事業部門では取締役が業務執行を統括し、その指揮の下で取締役会が選任した執行役員が業務を執行する。

この他、事業戦略等経営に関する方向性や取締役会付議事項を審議する場として「経営審議会」を開催するほか、取締役、執行役員および技監ならびに社長の指名する関係会社の社長および役員を構成員とする「役員連絡会」を置き、経営に関する重要な事項について情報の共有化を図る。

⑤　会社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

『関係会社管理規程』に従い、関係会社の行なう重要な意思決定に際しては、当社主管部門・本社部門と協議、重要事項の報告などを義務づけるとともに、一定金額を超える財産処分行為他については、当社の取締役会、社長の事前承認を要求することで、グループ一体運営を図ることとする。ただし、上場会社については当社からの一定の経営の独立性を確保することが必要であることから、当社が関係会社経営者の独自の判断を拘束することのないように配慮する。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および同使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助するため監査役事務局を置く。また、事務局の使用人については、取締役からの独立性を確保するために、その人事異動および人事評価等を監査役と事前に協議する。

⑦　取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役、執行役員および使用人は、監査役会または監査役に対して、法定事項に加え、定期的に職務の執行状況、重要な委員会等の報告を行なう。また、事業活動において発生した重要なリスクとその対応状況についても、都度報告を行なう。

⑧　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役の監査の実効性を確保するため、監査役会の「年度監査方針・計画」を取締役会等において説明を受ける他、監査役と代表取締役社長との定期的会合、内部監査部門との連携など監査環境の整備を図る。

⑵　会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、平成18年４月27日開催の当社取締役会において、当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針（以下、「原方針」といいます。）を決定し、同日付で公表いたしました。原方針は、平成18年６月28日開催の当社取締役会において、これに先立ち開催された当社定時株主総会で選任された当社取締役全員の賛成により、本定時株主総会終了後最初に開催される取締役会終了のときまで継続することとなっております。

その後、当社は、会社法の施行や証券取引法の改正等を踏まえ、企業価値および株主共同の利益の確保・向上のための取組みとしての原方針の在り方について更なる検討を行なってまいりました。

当社は、かかる検討の結果、平成19年4月26日の当社取締役会において、当社取締役全員の賛成により、原方針の期間満了に伴い、原方針を改定する新たな「当社株券等の大規模買付行為への対応方針」（以下、「本対応方針」といいます。）を採用することを決定いたしました。本対応方針につきましては、当社監査役５名はいずれも、本対応方針の具体的運用が適正に行なわれることを条件として、本対応方針に賛成する旨の意見を述べております。

本対応方針の主要な変更点は以下のとおりです。

1．本対応方針中の「3．会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み」として当社株券等の大規模買付行為に関する一定のルールを定め、これを遵守した場合およびしない場合に一定の措置を講じることを内容としたプラン（以下、「本プラン」といいます。）につきましては、本定時株主総会の第4号議案として株主の皆様の承認を求めることといたします。

2．本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するためのチェック機関である独立委員会の委員として、現在、3人の社外委員を選任しておりますが、今回の定時株主総会において新たに選任を予定している社外取締役2名を委員として追加いたします。

3．本プランの有効期限は平成21年6月に開催予定の当社定時株主総会の終了後に最初に開催される取締役会の終了のときまでといたします。

なお、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針につきましては、株主総会参考書類に添付の「当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の改定について」（50ページから58ページ）をご参照ください。

⑶　剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、中長期的な視野に立った事業展開を推進することにより、グループ全体での企業価値向上に努めております。成果の配分にあたりましては、当社の財政状態、業績の動向、先行きの資金需要などを総合的に考慮することとし、配当につきましては、継続的かつ安定的に実施していくことを基本としつつ、各期の業績および配当性向などを勘案して決定してまいります。内部留保資金につきましては、将来の成長のために必要な投資などに充てることを通じて、収益力の向上に努めるとともに、財務体質の改善・強化を進めてまいります。また、業績に応じた利益配分を考慮する上で、基準とする配当性向については、当面の間、連結純利益の15％から25％程度を目安といたします。

以　上

（注）本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連　結　貸　借　対　照　表

（平成19年３月31日現在）

（単位：百万円）

科　目	金　額	科　目	金　額
（資産の部）	**(2,241,570)**	**（負債の部）**	**(1,605,138)**
流動資産	**883,478**	**流動負債**	**920,445**
現金及び預金	99,667	支払手形及び買掛金	492,969
受取手形及び売掛金	332,204	短期借入金	170,266
たな卸資産	367,332	一年内償還社債	23,284
繰延税金資産	20,695	未払金	51,042
その他	64,408	未払法人税等	21,673
貸倒引当金	△ 830	繰延税金負債	3,402
固定資産	**1,358,091**	製品保証等引当金	6,713
有形固定資産	**1,004,769**	環境対策引当金	276
建物及び構築物	294,194	事業整理損失引当金	4,108
機械装置及び運搬具	420,096	その他	146,709
工具、器具及び備品	14,905	**固定負債**	**684,692**
土地	203,426	社債	233,187
建設仮勘定	72,147	長期借入金	315,337
無形固定資産	**16,791**	繰延税金負債	36,894
ソフトウェア及び利用権等	16,791	土地再評価に係る繰延税金負債	5,371
投資その他の資産	**336,530**	退職給付引当金	46,919
投資有価証券	246,611	環境対策引当金	4,247
長期貸付金	6,335	のれん	214
繰延税金資産	21,086	その他	42,521
その他	67,609		
貸倒引当金	△ 5,112	**（純資産の部）**	**(636,431)**
		株主資本	**524,258**
		資本金	233,313
		資本剰余金	83,282
		利益剰余金	239,182
		自己株式	△ 31,519
		評価・換算差額等	**67,823**
		その他有価証券評価差額金	75,564
		繰延ヘッジ損益	2,179
		土地再評価差額金	△ 4,899
		為替換算調整勘定	△ 5,020
		少数株主持分	**44,349**
資産合計	**2,241,570**	**負債純資産合計**	**2,241,570**

（金額は百万円未満の端数を切り捨てております。）

連　結　損　益　計　算　書

（平成18年４月１日から
平成19年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		1,910,296
売上原価		1,543,158
売上総利益		**367,138**
販売費及び一般管理費		158,513
営業利益		**208,624**
営業外収益		
受取利息及び配当金	5,128	
その他	47,709	52,837
営業外費用		
支払利息	20,596	
その他	57,586	78,183
経常利益		**183,278**
特別損失		
固定資産減損損失	4,774	
環境対策費用	3,128	7,903
税金等調整前当期純利益		**175,375**
法人税、住民税及び事業税	58,412	
法人税等調整額	2,976	61,389
少数株主利益		4,317
当期純利益		**109,668**

（金額は百万円未満の端数を切り捨てております。）

連結株主資本等変動計算書

（平成18年４月１日から
平成19年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年３月31日残高	233,313	83,145	157,275	△ 1,327	472,405
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当（注）			△ 18,673		△ 18,673
剰余金の配当			△ 9,337		△ 9,337
役員賞与			△ 26		△ 26
当期純利益			109,668		109,668
株式交換		111		68	180
自己株式の取得				△ 30,280	△ 30,280
自己株式の処分		25		19	45
連結及び持分法適用範囲の変更に伴う減少高			△ 265		△ 265
土地再評価差額金取崩額			540		540
株主資本以外の項目の当連結会計年度の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	136	81,907	△ 30,191	51,852
平成19年３月31日残高	233,313	83,282	239,182	△ 31,519	524,258

	評価・換算差額等					少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	評価・換算差額等合計		
平成18年３月31日残高	68,999	—	△ 4,358	△ 7,047	57,593	38,593	568,592
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当（注）							△ 18,673
剰余金の配当							△ 9,337
役員賞与							△ 26
当期純利益							109,668
株式交換							180
自己株式の取得							△ 30,280
自己株式の処分							45
連結及び持分法適用範囲の変更に伴う減少高							△ 265
土地再評価差額金取崩額							540
株主資本以外の項目の当連結会計年度の変動額(純額)	6,565	2,179	△ 540	2,026	10,230	5,756	15,986
連結会計年度中の変動額合計	6,565	2,179	△ 540	2,026	10,230	5,756	67,839
平成19年３月31日残高	75,564	2,179	△ 4,899	△ 5,020	67,823	44,349	636,431

（注）　平成18年６月の定時株主総会における利益処分項目であります。

（金額は百万円未満の端数を切り捨てております。）

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1．連結の範囲に関する事項

子会社207社のうち163社を連結しております。主要な連結子会社の名称は、下記のとおりであります。

日本高周波鋼業(株)、神鋼特殊鋼管(株)、神鋼建材工業(株)、神鋼物流(株)、神鋼ボルト(株)、(株)テザックワイヤロープ、堺鋼板工業(株)、(株)神鋼エンジニアリング&メンテナンス、神鋼総合サービス(株)、ＫＯＢＥウェルディングワイヤ(株)、エヌアイウエル(株)、神鋼神戸発電(株)、(株)コベルコ マテリアル銅管、神鋼リードミック(株)、サン・アルミニウム工業(株)、神鋼ノース(株)、神鋼メタルプロダクツ(株)、コウベ プレシジョン テクノロジー SDN. BHD.、シンガポール コウベ PTE. LTD.、(株)神鋼環境ソリューション、コベルコ・コンプレッサ(株)、神鋼造機(株)、コベルコ建機(株)、コベルコクレーン(株)、神鋼不動産(株)、(株)コベルコ科研、神鋼ＪＦＥ機器(株)、コウベ スチール ＵＳＡ ホールディングス INC.

当連結会計年度において、(株)テザックワイヤロープをはじめとする16社を新たに連結の範囲に含めております。また、当連結会計年度より、神鋼灘浜建設(株)をはじめとする15社を連結の範囲から除外しており、その理由は、合併等であります。

なお、非連結子会社は、神協海運(株)をはじめ44社ありますが、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等のそれぞれの合計額は、連結会社のそれらの合計額に比べ、いずれも重要性が乏しいので連結の範囲に含めておりません。

2．持分法の適用に関する事項

非連結子会社44社及び関連会社71社のうち52社について持分法を適用しております。主要な持分法適用関連会社の名称は、下記のとおりであります。

住友チタニウム(株)、神鋼鋼線工業(株)、関西熱化学(株)、神鋼電機(株)、(株)アーステクニカ、コンプレホ シデルルヒコ デ グアジャナ, C. A.、神鋼商事(株)、ジェネシス・テクノロジー(株)、日本メディカルマテリアル(株)

当連結会計年度より東海レンタル(株)をはじめとする８社を新たに持分法の範囲に含めております。また、当連結会計年度より、南京宝日鋼線投資(株)をはじめとする11社を持分法の範囲から除外しており、その理由は、清算等であります。

なお、持分法を適用していないのは、非連結子会社43社（神協海運(株)他）及び関連会社20社（(株)ジルコプロダクツ他）であります。これらの会社の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等のそれぞれの合計額は、連結会社、持分法適用会社のそれらの合計額に比べ、重要性が乏しいので持分法を適用しておりません。

3．会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

（ア）有価証券の評価基準及び評価方法

①満期保有目的の債券　償却原価法

②その他有価証券

（i）時価のあるもの　決算日の市場価格等による時価基準（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）

（ii）時価のないもの　主として移動平均法による原価基準

（イ）デリバティブの評価基準

時価基準

（ウ）たな卸資産の評価基準及び評価方法

主として鉄鋼関連、電力卸供給、アルミ・銅関連事業のたな卸資産は総平均法、機械、建設機械、不動産関連事業の製品、仕掛品は個別法による原価基準によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産　主として、建物及び構築物は定額法、その他は定率法によっております。

（会計処理の変更）

従来、機械装置及び運搬具は、主として定額法を採用しておりましたが、当連結会計年度より主として定率法によっております。

この変更は、好調な需要環境を背景に当社の操業が高水準で推移すると見込まれる中、長期的な資本費配分の適正化により財政状態及び経営成績をより適正に表示するとともに、投下資本の早期回収による財務体質の更なる改善を図るために行なったものであります。

この結果、従来の方法によった場合と比べ、当連結会計年度の減価償却費が6,357百万円増加し、営業利益が5,021百万円減少し、経常利益及び税金等調整前当期純利益が5,019百万円減少しております。

②無形固定資産　主として定額法によっております。

なお、当社及び国内連結子会社は、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主として５年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金　債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②製品保証等引当金　当社の、機械部門の産業機械及び鉄鋼･溶接部門の鋳鍛鋼品並びにチタン製品の販売後の保証費用の支出に備えるため、売上高に対する過去の経験率に基づく当連結会計年度負担見積額のほか、特定案件の当連結会計年度負担見積額を計上しております。
また、一部の国内連結子会社は、製品の販売後の保証費用の支出に備えるため、過去の経験率等に基づく当連結会計年度負担見積額を計上しております。

③事業整理損失引当金　事業再構築に伴い発生する損失に備えるため、当連結会計年度末における損失見積額を計上しております。

④環境対策引当金　「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」により処理が義務付けられているＰＣＢ廃棄物の処理費用及び真岡製造所、高砂製作所における土壌汚染拡散防止工事に係る費用等について、当連結会計年度末における見積額を計上しております。

⑤退職給付引当金　従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
数理計算上の差異は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間で、それぞれ発生の翌連結会計年度から定額法により費用処理することとしております。

(4) 繰延資産の処理方法
当社及び国内連結子会社は、社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は、為替予約を振り当てたものを除き、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産、負債及び収益、費用は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めております。

(6) 収益の計上基準
当社のエンジニアリング事業及び一部の連結子会社の長期（工期一年以上）請負工事については、工事進行基準を適用しております。

(7) 重要なリース取引の処理方法
当社及び国内連結子会社は、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。また、一部の在外連結子会社は、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(8) 重要なヘッジ会計の方法

（ア）ヘッジ会計の方法　繰延ヘッジ処理によっております。
なお、個別に為替予約を付した外貨建金銭債権債務等については振当処理を行なっております。
また、特例処理の要件を充たす金利スワップ取引については特例処理によっております。

（イ）ヘッジ手段とヘッジ対象
①ヘッジ手段　為替予約取引、金利スワップ取引及び商品先渡取引
②ヘッジ対象　為替、金利及びアルミ等地金の売買に係る相場変動による損失の可能性がある資産又は負債（予定取引により発生が見込まれるものを含む。）

（ウ）ヘッジ方針及びヘッジ有効性の評価方法　当社のヘッジ方針及びヘッジ有効性の評価方法については、当社のリスク管理規程に基づきヘッジ取引の実施及び有効性の評価を実施しております。
連結子会社のヘッジ方針及びヘッジ有効性の評価方法については、当社の管理制度と同様の規程に基づき当社の所管部室においてヘッジ取引の実施並びに有効性の評価を行なうか、または、各子会社内に管理担当部室をおいてヘッジ取引の実施並びに有効性の評価を行なっております。

(9) 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(10) 連結納税制度の適用
連結納税制度を適用しております。

(11) のれんの償却方法
のれんの償却については、発生年度において実質的判断による償却期間の見積りが可能なものはその見積年数で、その他については５年間で均等償却（僅少な場合は一時償却）しております。

４．連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項
全面時価評価法を採用しております。

５．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

(1) 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準
当連結会計年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会　平成17年12月９日　企業会計基準第５号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会　平成17年12月９日　企業会計基準適用指針第８号）を適用しております。
従来の資本の部の合計に相当する金額は589,903百万円であります。

(2) 企業結合に係る会計基準及び事業分離等に関する会計基準等
当連結会計年度から「企業結合に係る会計基準」（企業会計審議会　平成15年10月31日）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準委員会　平成17年12月27日　企業会計基準第７号）並びに「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準委員会　平成17年12月27日　企業会計基準適用指針第10号）を適用しております。

連結貸借対照表に関する注記

1．担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

有形固定資産	222,034 百万円
その他	28,796
合計	250,830

上記のうち財団抵当に係るものは46,836百万円であります。※

(2) 担保に係る債務

社債（一年内償還分含む）	1,448 百万円
短期借入金	13,348
長期借入金	121,209
その他	709
合計	136,716

上記のうち財団抵当に係るものは2,392百万円であります。※

※当連結会計年度末に担保に供している資産のうち財団抵当に供しているものには、上記の債務のほかに短期借入金7,666百万円、長期借入金23,409百万円、保証債務393百万円に対して、抵当権設定の予約が付されております。

2．有形固定資産の減価償却累計額　1,804,616 百万円

3．保証債務等

(1) 連結会社以外の会社の金融機関からの借入債務等に対し、保証を行なっております。

四川成都成工工程機械股分有限公司	5,493 百万円
(株)アーステクニカ	2,000
ザ サイアム ユナイテッド スチール（1995）CO.,LTD.	393
その他（12社他）	3,171
合計	11,059

上記には、保証類似行為に該当するもの（700百万円）を含めております。

(2) 社債の債務履行引受契約に係る偶発債務　20,000 百万円

(3) 受取手形割引高　200 百万円

(4) 受取手形裏書譲渡高　1,623 百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1．当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式　3,115,061,100 株

2．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株あたりの配当額(円)	基準日	効力発生日
平成18年6月28日 定時株主総会	普通株式	18,673	6	平成18年3月31日	平成18年6月29日
平成18年10月31日 取締役会	普通株式	9,337	3	平成18年9月30日	平成18年12月1日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

平成19年5月18日開催の取締役会において、普通株式の配当に関する事項を次のとおり付議する予定にしております。

① 配当金の総額　12,204 百万円

② 1株当たり配当額　4 円

③ 基準日　平成19年3月31日

④ 効力発生日　平成19年6月6日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	194円46銭
1株当たり当期純利益	35円36銭

（金額は百万円未満の端数を切り捨てております。）

貸　借　対　照　表

（平成19年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）	**(1,517,374)**	**（負債の部）**	**(1,010,669)**
流動資産	**480,643**	**流動負債**	**564,367**
現金及び預金	1,211	支払手形	690
受取手形	2,645	買掛金	287,991
売掛金	144,886	短期借入金	94,356
製品	36,370	一年内償還社債	23,008
半製品	29,070	未払金	56,356
原材料貯蔵品	71,313	未払費用	36,345
仕掛品	79,251	未払法人税等	12,590
前渡金	6,499	前受金	32,576
前払費用	3,964	預り金	7,020
繰延税金資産	9,295	前受収益	126
短期貸付金	58,464	製品保証等引当金	3,483
未収入金	22,261	環境対策引当金	276
その他	15,943	事業整理損失引当金	137
貸倒引当金	△ 535	その他	9,409
固定資産	**1,036,731**	**固定負債**	**446,301**
有形固定資産	**594,197**	社債	231,800
建物	121,585	長期借入金	170,470
構築物	51,942	繰延税金負債	11,690
機械及び装置	261,790	退職給付引当金	21,564
車両運搬具	417	環境対策引当金	3,666
工具、器具及び備品	8,065	その他	7,108
土地	83,826		
建設仮勘定	66,570	**（純資産の部）**	**(506,705)**
無形固定資産	**11,185**	**株主資本**	**434,188**
ソフトウェア	7,219	**資本金**	**233,313**
諸施設利用権	2,752	**資本剰余金**	**83,191**
その他	1,212	資本準備金	83,172
投資その他の資産	**431,348**	その他資本剰余金	18
投資有価証券	185,611	**利益剰余金**	**148,265**
関係会社株式及び出資金	181,850	その他利益剰余金	148,265
長期貸付金	26,269	特別償却準備金	532
前払年金費用	27,164	固定資産圧縮積立金	793
その他	20,864	繰越利益剰余金	146,939
貸倒引当金	△ 10,412	**自己株式**	**△ 30,581**
		評価・換算差額等	**72,516**
		その他有価証券評価差額金	**70,967**
		繰延ヘッジ損益	**1,549**
資産合計	**1,517,374**	**負債純資産合計**	**1,517,374**

（金額は百万円未満の端数を切り捨てております。）

損　益　計　算　書

（平成18年４月１日から
平成19年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		1,154,742
売上原価		962,608
売上総利益		**192,134**
販売費及び一般管理費		72,331
営業利益		**119,802**
営業外収益		
受取利息及び配当金	29,160	
その他	41,741	70,901
営業外費用		
支払利息	12,377	
その他	61,854	74,231
経常利益		**116,473**
特別損失		
固定資産減損損失	4,018	
環境対策費用	3,128	7,147
税引前当期純利益		**109,326**
法人税、住民税及び事業税	28,340	
法人税等調整額	10,011	38,351
当期純利益		**70,975**

（金額は百万円未満の端数を切り捨てております。）

株主資本等変動計算書

（平成18年４月１日から
平成19年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本										
		資本剰余金			利益剰余金						
					その他利益剰余金						
	資本金	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	特別償却準備金	固定資産圧縮積立金	固定資産圧縮特別勘定積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計	自己株式	株主資本合計
平成18年３月31日残高	233,313	83,061	－	83,061	100	1,132	141	103,926	105,300	△ 407	421,268
事業年度中の変動額											
特別償却準備金の繰入（注）					132			△ 132	－		－
特別償却準備金の取崩（注）					△ 40			40	－		－
特別償却準備金の繰入					382			△ 382	－		－
特別償却準備金の取崩					△ 44			44	－		－
固定資産圧縮積立金の積立（注）						141		△ 141	－		－
固定資産圧縮積立金の取崩（注）						△ 480		480	－		－
固定資産圧縮特別勘定積立金の取崩（注）							△ 141	141	－		－
剰余金の配当（注）								△18,673	△18,673		△18,673
剰余金の配当								△ 9,337	△ 9,337		△ 9,337
当期純利益								70,975	70,975		70,975
株式交換		111		111						68	180
自己株式の取得										△30,261	△30,261
自己株式の処分			18	18						17	36
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）											
事業年度中の変動額合計	－	111	18	129	431	△ 338	△ 141	43,013	42,964	△30,174	12,919
平成19年３月31日残高	233,313	83,172	18	83,191	532	793	－	146,939	148,265	△30,581	434,188

	評価・換算差額等			
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	純資産合計
平成18年３月31日残高	63,459	－	63,459	484,728
事業年度中の変動額				
特別償却準備金の繰入（注）				－
特別償却準備金の取崩（注）				－
特別償却準備金の繰入				－
特別償却準備金の取崩				－
固定資産圧縮積立金の積立（注）				－
固定資産圧縮積立金の取崩（注）				－
固定資産圧縮特別勘定積立金の取崩（注）				－
剰余金の配当（注）				△18,673
剰余金の配当				△ 9,337
当期純利益				70,975
株式交換				180
自己株式の取得				△30,261
自己株式の処分				36
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	7,507	1,549	9,056	9,056
事業年度中の変動額合計	7,507	1,549	9,056	21,976
平成19年３月31日残高	70,967	1,549	72,516	506,705

（金額は百万円未満の端数を切り捨てております。）

（注）　平成18年６月の定時株主総会における利益処分項目であります。

個別注記表

重要な会計方針

1．有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式　　移動平均法による原価基準

(2) その他有価証券

時価のあるもの　　決算日の市場価格等による時価基準（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの　　移動平均法による原価基準

2．デリバティブの評価基準

時価基準

3．たな卸資産の評価基準及び評価方法

原材料貯蔵品及び鉄鋼・溶接部門（高砂鋳鍛鋼工場を除く）、アルミ・銅部門の製品、半製品、仕掛品は総平均法、高砂鋳鍛鋼工場及び機械部門の製品、仕掛品は個別法による原価基準であります。

4．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産　　建物及び構築物は定額法、その他は定率法によっております。

（会計処理の変更）

加古川・神戸の２製鉄所、高砂製作所、真岡・長府の２製造所、大安工場の機械及び装置は、従来定額法を採用しておりましたが、当事業年度より定率法によっております。

この変更は、好調な需要環境を背景に操業が高水準で推移すると見込まれる中、長期的な資本費配分の適正化により財政状態及び経営成績をより適正に表示するとともに、投下資本の早期回収による財務体質の更なる改善を図るために行なったものであります。

この結果、従来の方法によった場合と比べ、当事業年度の減価償却費が6,357百万円増加し、営業利益が5,021百万円減少し、経常利益及び税引前当期純利益が5,019百万円減少しております。

(2) 無形固定資産　　定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 長期前払費用　　均等償却しております。

5．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金　　債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 製品保証等引当金　　機械部門の産業機械及び鉄鋼・溶接部門の鋳鍛鋼品並びにチタン製品の販売後の保証費用の支出に備えるため、売上高に対する過去の経験率に基づく当事業年度負担見積額のほか、特定案件の当事業年度負担見積額を計上しております。

(3) 事業整理損失引当金　　事業再構築に伴い発生する損失に備えるため、当事業年度末における損失見積額を計上しております。

(4) 環境対策引当金　　「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」により処理が義務付けられているＰＣＢ廃棄物の処理費用及び真岡製造所、高砂製作所における土壌汚染拡散防止工事に係る費用等について、当事業年度末における見積額を計上しております。

(5) 退職給付引当金　　従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間で、それぞれ発生の翌事業年度から定額法により費用処理することとしております。

6．収益の計上基準

エンジニアリング事業に係る長期（工期一年以上）請負工事については、工事進行基準を適用しております。

7．繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

8．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、為替予約を振り当てたものを除き、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

9．リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

10. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法　繰延ヘッジ処理によっております。
なお、個別に為替予約を付した外貨建金銭債権債務については振当処理を行なっております。
また、特例処理の要件を充たす金利スワップ取引については特例処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段　為替予約取引、金利スワップ取引及び商品先渡取引
ヘッジ対象　為替、金利及びアルミ等地金の売買に係る相場変動による損失の可能性がある資産又は負債(予定取引により発生が見込まれるものを含む。)

(3) ヘッジ方針及びヘッジ有効性の評価方法　社内のリスク管理規程に基づきヘッジ取引の実施及び有効性の評価を行なっております。

11. 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

12. 連結納税制度の適用
連結納税制度を適用しております。

13. 重要な会計方針の変更

(1) 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準
当事業年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会　平成17年12月９日　企業会計基準第５号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会　平成17年12月９日　企業会計基準適用指針第８号）を適用しております。
従来の資本の部の合計に相当する金額は505,155百万円であります。

(2) 企業結合に係る会計基準及び事業分離等に関する会計基準等
当事業年度から「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会　平成15年10月31日）及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準委員会　平成17年12月27日　企業会計基準第７号）並びに「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準委員会　平成17年12月27日　企業会計基準適用指針第10号）を適用しております。

貸借対照表に関する注記

1．担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

有形固定資産	42,197百万円	
関係会社長期貸付金	20,881	
その他	4,289	
合計	67,368	※１

上記のうち財団抵当に係るものは30,213百万円であります。※２

(2) 担保に係る債務

短期借入金	42百万円	
長期借入金	79	
合計	121	

上記のうち財団抵当に係るものは121百万円であります。※２

関係会社の金融機関借入金	121,048百万円	※１

※１　当事業年度末の担保に供している資産のうち37,155百万円は、電力卸供給事業の事業主体である神鋼神戸発電(株)の金融機関借入金121,048百万円に対して、抵当権等を設定したものであります。
※２　当事業年度末の担保に供している資産のうち財団抵当に供しているものには、上記債務のほかに短期借入金6,952百万円、長期借入金22,624百万円、保証債務1,892百万円に対して、抵当権設定の予約が付されております。

2．有形固定資産の減価償却累計額　1,520,410百万円

3．保証債務等

(1) 他の会社の金融機関からの借入債務等に対し、保証を行なっております。

神鋼不動産（株）	21,241百万円
コベルコ アンド マテリアルズ カッパー チューブ（タイランド）Co.,Ltd.	4,314
(株）コベルコ マテリアル銅管	2,861
(株）国際健康開発センタービル	2,527
コベルコ建機（株）	2,084
その他（21社他）	11,823
合計	44,853

上記には、保証類似行為に該当するもの（6,490百万円）が含まれております。

(2) 社債の債務履行引受契約に係る偶発債務　20,000百万円

4．関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	142,629百万円
長期金銭債権	30,560
短期金銭債務	101,474
長期金銭債務	10,120

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	百万円
売上高	388,093
仕入高	379,689
営業取引以外の取引による取引高	33,963

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式　63,890,976株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、株式評価損及び退職給付引当金損金算入限度超過額であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金であります。

リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している固定資産として事務機器等があります。

１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額	166円06銭
１株当たり当期純利益	22円84銭

（金額は百万円未満の端数を切り捨てております。）

（ご参考）連結キャッシュ・フロー計算書の要旨（平成18年４月１日から平成19年３月31日まで）

科目	金額
	百万円
営業活動によるキャッシュ・フロー	172,785
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 128,557
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 48,823
現金及び現金同等物に係る換算差額	892
現金及び現金同等物の増減額	△ 3,701
現金及び現金同等物の期首残高	95,485
連結範囲の変動による増減額	6,379
現金及び現金同等物の期末残高	98,162

（金額は百万円未満の端数を切り捨てております。）

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成19年５月11日

株式会社　神　戸　製　鋼　所
代表取締役社長　犬　伏　泰　夫　殿

あ　ず　さ　監　査　法　人
指定社員 業務執行社員　公認会計士　安　川　文　夫　㊞
指定社員 業務執行社員　公認会計士　日根野谷　正　人　㊞
指定社員 業務執行社員　公認会計士　中　島　久　木　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社神戸製鋼所の平成18年４月１日から平成19年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社神戸製鋼所及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

１．連結注記表の連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に記載されているとおり、会社は当連結会計年度から機械装置及び運搬具の減価償却の方法を、主として定額法から主として定率法に変更している。

２．連結注記表の連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に記載されているとおり、会社は当連結会計年度から貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成19年５月11日

株式会社　神　戸　製　鋼　所
代表取締役社長　犬　伏　泰　夫　殿

あ　ず　さ　監　査　法　人
指定社員 業務執行社員　公認会計士　安　川　文　夫㊞
指定社員 業務執行社員　公認会計士　日根野谷　正　人㊞
指定社員 業務執行社員　公認会計士　中　島　久　木㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社神戸製鋼所の平成18年４月１日から平成19年３月31日までの第154期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

個別注記表の重要な会計方針に記載されているとおり、会社は加古川・神戸の２製鉄所、高砂製作所、真岡・長府の２製造所、大安工場の機械及び装置の減価償却の方法を、定額法から定率法に変更している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成18年４月１日から平成19年３月31日までの第154期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、監査計画等に従い、取締役、執行役員、監査担当部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項および第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監査いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第１号の基本方針および第２号の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監査するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①　事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④　事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第２号の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

⑵　計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

なお、事業報告に記載のとおり、昨年５月に加古川製鉄所および神戸製鉄所において、ばい煙の排出基準逸脱等の問題が判明いたしましたが、会社は、再発防止体制の強化のための諸施策に鋭意取り組んでいることを確認しております。

平成19年５月17日

株式会社 神戸製鋼所　監査役会

監査役（常勤）　浅岡　徹 ㊞

監査役（常勤）　大越年祝 ㊞

監査役　緒方重威 ㊞

監査役　師田　卓 ㊞

監査役　金子崇輔 ㊞

（注）監査役緒方重威、監査役師田卓、監査役金子崇輔は、会社法第２条第16号および第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

1. 総株主の議決権の数

3,009,752個

2. 議案および参考事項

第1号議案　定款一部変更の件

社外取締役として有用な人材の招聘を容易にし、職務執行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第427条第1項の規定に従い、第29条第2項を新設するものであります。

なお、第29条第2項の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　更　案
第29条　（取締役の責任免除） 本会社は、会社法第426条第1項の規定により、会社法第423条第1項に定める取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 （新設）	第29条　（取締役の責任免除） 本会社は、会社法第426条第1項の規定により、会社法第423条第1項に定める取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、2,000万円以上で予め定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第２号議案　取締役11名選任の件

現在の取締役全員（９名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。新たに選任をお願いするにあたり、コーポレート・ガバナンスの強化のため社外取締役を２名増員することとし、取締役11名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

（※印は新任候補者）

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴（地位および担当ならびに他の法人等の代表状況）	所有する当社の株式の数
1	水越浩士（みずこしこうし） （昭和13年９月１日）	昭和36年４月　当社入社 平成元年６月　当社取締役 平成３年６月　当社常務取締役 平成５年６月　当社専務取締役 平成８年６月　当社取締役副社長 平成11年４月　当社取締役社長、執行役員 平成15年６月　当社取締役社長 平成16年４月　当社取締役会長 現在に至る （他の法人等の代表状況） ・神戸商工会議所会頭 ・神戸商工会館株式会社代表取締役社長	255,000株
2	犬伏泰夫（いぬぶしやすお） （昭和19年２月10日）	昭和42年４月　当社入社 平成８年６月　当社取締役 平成11年４月　当社取締役、執行役員 平成11年６月　当社常務執行役員 平成12年６月　当社取締役、常務執行役員 平成13年６月　当社専務執行役員 平成14年６月　当社取締役副社長、執行役員 平成15年６月　当社取締役副社長 平成16年４月　当社取締役社長 現在に至る	123,000株
3	佐藤廣士（さとうひろし） （昭和20年９月25日）	昭和45年４月　当社入社 平成８年６月　当社取締役 平成11年４月　当社取締役、執行役員 平成11年６月　当社常務執行役員 平成12年６月　当社取締役、常務執行役員 平成14年６月　当社取締役、専務執行役員 平成15年６月　当社専務取締役 平成16年４月　当社取締役副社長 現在に至る （他の法人等の代表状況） ・株式会社国際健康開発センタービル代表取締役社長	145,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴（地位および担当ならびに他の法人等の代表状況）	所有する当社の株式の数
4	小谷重遠（こたにしげとお） （昭和20年3月1日）	昭和46年4月　当社入社 平成10年6月　当社取締役 平成11年4月　当社取締役、執行役員 平成11年6月　当社執行役員 平成12年6月　当社常務執行役員 平成15年6月　当社専務取締役 平成17年4月　当社取締役副社長 現在に至る	103,000株
5	小山敬治（こやまけいじ） （昭和23年1月2日）	昭和46年4月　当社入社 平成13年6月　当社執行役員 平成15年6月　当社常務執行役員 平成17年4月　当社専務執行役員 平成18年6月　当社専務取締役 平成19年4月　当社取締役副社長 現在に至る	71,000株
6	中山裕之（なかやまひろゆき） （昭和21年5月22日）	昭和44年4月　当社入社 平成11年4月　当社執行役員 平成14年6月　当社常務執行役員 平成16年4月　当社専務執行役員 平成16年6月　当社専務取締役 現在に至る	71,000株
7	松谷高志（まつたにたかし） （昭和23年8月24日）	昭和46年4月　当社入社 平成11年11月　当社執行役員 平成14年6月　当社取締役、執行役員 平成15年6月　当社常務取締役 平成17年4月　当社専務取締役 現在に至る	98,000株
8	藍田勲（あいだいさお） （昭和20年9月21日）	昭和44年4月　当社入社 平成12年6月　当社執行役員 平成15年6月　当社常務執行役員 平成16年6月　当社常務取締役 平成17年4月　当社専務取締役 現在に至る （他の法人等の代表状況） ・神鋼タセト株式会社代表取締役社長 ・エヌアイ･コウベ･ウエルディング株式会社代表取締役社長	76,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴（地位および担当ならびに他の法人等の代表状況）	所有する当社の株式の数
9	※ 賀屋知行（かやともゆき） （昭和23年３月５日）	昭和47年４月　当社入社 平成13年６月　当社執行役員 平成16年４月　当社常務執行役員 平成18年４月　当社専務執行役員 平成19年４月　当社副社長執行役員 現在に至る （他の法人等の代表状況） ・コベルコ メタル パウダー オブ アメリカ インコーポレーテッド代表取締役会長	62,000株
10	※ 中野淳司（なかのあつし） （昭和14年１月１日）	昭和36年４月　中部電力株式会社入社 平成３年６月　同社取締役 平成７年６月　同社常務取締役 平成13年６月　同社取締役副社長 平成15年６月　同社取締役副社長退任 平成18年10月　中電不動産株式会社相談役 現在に至る	0株
11	※ 土居征夫（どいゆきを） （昭和16年９月11日）	昭和40年４月　通商産業省入省 平成５年６月　通商産業省生活産業局長 平成６年７月　通商産業省退官 平成６年７月　商工組合中央金庫理事 平成10年６月　日本電気株式会社取締役 平成16年７月　財団法人企業活力研究所理事長 現在に至る	0株

（注）１．中野淳司、土居征夫の２氏は、会社法施行規則第２条第３項第７号に定める社外取締役候補者であります。

（注）２．中野淳司、土居征夫の２氏を社外取締役候補者とした理由は、以下のとおりであります。

・中野淳司氏については、経営者としての豊富な経験および高い見識が、当社のコーポレート・ガバナンスのさらなる強化に資すると判断したことから、社外取締役としての選任をお願いするものであります。

・土居征夫氏については、行政官および経営者としての幅広い経験および高い見識が、当社のコーポレート・ガバナンスのさらなる強化に資すると判断したことから、社外取締役としての選任をお願いするものであります。

（注）３．中野淳司、土居征夫の２氏の選任が承認された場合、第１号議案を原案どおりご承認いただくことを前提に、当社は両氏との間で会社法第423条第１項に規定する損害賠償責任について、2,000万円以上で予め定めた金額または法令が規定する最低責任限度額のいずれか高い額に限定する旨の契約を締結する予定であります。

第３号議案　監査役１名選任の件

監査役金子崇輔氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏　　名 （生　年　月　日）	略　　歴 （地位および担当ならびに他の法人等の代表状況）	所有する当社の株式の数
金子崇輔（かねこ たかすけ） （昭和17年９月29日）	昭和41年４月　株式会社第一銀行入行 平成６年６月　株式会社第一勧業銀行取締役 平成７年５月　同行常務取締役 平成９年５月　同行専務取締役 平成９年６月　同行副頭取 平成11年４月　同行副頭取退任 平成11年４月　第一勧業証券株式会社取締役社長 平成12年10月　みずほ証券株式会社取締役会長 平成14年12月　同社取締役会長退任、同社理事 平成15年６月　当社監査役 現在に至る	25,000株

（注）１．金子崇輔氏は、会社法施行規則第２条第３項第８号に定める社外監査役候補者であります。

（注）２．同氏を社外監査役候補者とした理由は、金融界における豊富な経験・見識を当社の監査に反映していただくためであります。

（注）３．同氏の社外監査役在任中に、当社は、平成17年９月に鋼製橋梁談合事件に関して公正取引委員会より排除勧告を受け、これを応諾いたしました。同氏は、問題の判明まで独占禁止法に違反する事実があったことを認識しておりませんでしたが、日ごろから法令遵守の視点に立った提言を行ない、注意喚起しておりました。
また、昨年５月に加古川製鉄所および神戸製鉄所におけるばい煙の排出基準逸脱、データの不適正な取り扱いおよび所管当局に対するボイラ設備事故の未報告などの事象が社内調査で判明しました。同氏は、問題の判明まで当該事実を認識しておりませんでしたが、日ごろから法令遵守の視点に立った提言を行ない、注意喚起しておりました。
当該事実の発生後、同氏は、取締役会において、社内処分の適正性などについて意見表明を行ない、責任の重さ等を十分に考慮した処分を求める提言を行ないました。さらに、取締役会に対して、法令遵守状況の調査を強く求める提言を行ないました。

（注）４．同氏の社外監査役在任期間は、本定時株主総会終結のときをもって４年となります。

（注）５．同氏とは、会社法第423条第１項に規定する損害賠償責任について、2,000万円以上で予め定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額に限定する旨の契約を締結しております。なお、本定時株主総会で同氏が監査役に選任された場合、当該契約を更新する予定であります。

第４号議案　当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）に基づく取組みの承認の件

当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上のため、平成19年４月26日開催の当社取締役会において決議された当社株券等の大規模買付行為への対応方針における会社の支配に関する基本方針に照らして、不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社株券等の大規模買付行為に関する一定のルールを定め、これを遵守した場合およびしない場合に一定の措置を講じることを内容としたプラン（以下、「本プラン」といいます。）を導入することについて、下記第２項(1) 以下の附帯条件を付して、出席の株主の皆様の議決権の過半数のご承認をいただくことをお願いするものであります。

本プランは、当社株券等に対する大規模買付が行われる場合に、株主の皆様がこのような買付行為を受け入れるか否かを検討するために、必要かつ十分な情報を事前に提供することを大規模買付者に求めるとともに、提供された情報に基づき、当社取締役会が当該大規模買付行為について評価検討を行うための期間を設け、かかる期間が経過するまで大規模買付行為が開始されないようにするものです。本プランをご理解いただくために、50ページから58ページに「当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の改定について」を掲載しておりますのでご参照ください。

１．企業価値および株主共同の利益の確保・向上のため、取締役会は、下記第２項（1）以下の附帯条件に従って、大規模買付者の行使に制約が付された新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを行なうことができるものとします。取締役会は、大規模買付者が出現した場合に行われる本新株予約権の無償割当てに関する事項を予め定めておくことができるほか、下記第２項の手続きの詳細その他本プランの円滑な実行のために必要な事項や措置を定めることができるものとします。

（注）

(1) 大規模買付行為

特定株主グループの議決権割合を15％以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が15％以上となるような当社株券等の買付行為をいいます。

(2) 大規模買付者

大規模買付行為を行う者（その特定株主グループを含みます。）をいいます。

(3) 特定株主グループ

当社株券等の保有者（証券取引法第27条の23第１項に規定する保有者をいい、同条第３項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）およびその共同保有者（同法第27条の23第５項に規定する共同保有者をいい、同条第６項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）、当社の株券等（同法第27条の２第１項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の２第１項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の２第７項に規定する特別関係者をいいます。）、またはこれらと同一の者として取締役会で定める者をいいます。

(4) 議決権割合

特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、(i) 特定株主グループが当社の株券等（証券取引法第27条の23第１項に規定する株券等をいいます。）の保有者およびその共同保有者である場合の当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第４項に

規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数〔同項に規定する保有株券等の数をいいます。〕も計算上考慮されるものとします。)、または（ii）特定株主グループが当社の株券等（同法第27条の２第１項に規定する株券等をいいます。）の買付け等を行う者およびその特別関係者である場合の当該買付け等を行う者および当該特別関係者の株券等保有割合（同法第27条の２第８項に規定する株券等保有割合をいいます。）の合計をいいます。各株券等保有割合の算出に当たっては、総議決権（同法第27条の２第８項に規定するものをいいます。）および発行済株式の総数（同法第27条の23第４項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

(5) 当社株券等

証券取引法第27条の23第１項に規定する株券等または同法第27条の２第１項に規定する株券等のいずれかに該当するものをいいます。

２．附帯条件は、以下に定めるとおりとします。

(1) 独立委員会の設置

当社は、当社取締役会による恣意的な判断を防止し、本プランに則った手続の客観性、公正性および合理性を担保するため、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置いたします。独立委員会の委員は、社外の弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者等および社外の経営者ならびに社外取締役の中から構成されるものとします。

(2) 本必要情報の提供

大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社代表取締役宛に意向表明書をご提出いただきます。

大規模買付者には、その提案が企業価値および株主共同の利益を高めるものか否かについて、株主の皆様および当社取締役会による判断に供するため、当社取締役会に対し、情報（以下、「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。なお、当社は、意向表明書受領後５営業日以内に、大規模買付者に提供していただく本必要情報のリストを大規模買付者に交付いたします。このリストには次の情報が含まれます。

①大規模買付者およびそのグループの概要
②大規模買付行為の目的、方法および内容（買付を予定する議決権割合を含む。）
③大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無および内容
④買付対価の算定根拠
⑤買付資金の裏付け（大規模買付者に対する資金の供与者の有無、名称その他の概要を含む。）
⑥大規模買付行為完了後に意図する当社および当社グループの経営方針、事業計画、資本政策、配当政策、財務計画、資産活用策
⑦大規模買付行為完了後に意図する当社および当社グループの企業価値を持続的かつ安定的に向上させるための施策ならびに当該施策が当社および当社グループの企業価値を向上させることの具体的な根拠
⑧当社および当社グループの従業員、取引先、顧客、地域社会その他の利害関係者と当社および当社グループとの関係に関し、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無、内容

当社取締役会は本必要情報を受領後直ちに独立委員会に提出し、当該情報が必要かつ十分なものかについて独立委員会の判断に供します。

(3) 取締役会による検討評価

独立委員会が必要かつ十分な本必要情報の提供を受けたと判断した旨開示した日から、(i) 対価を円貨の現金のみとする公開買付による当社の株券等の全部の買付けの場合は60日間、(ii) (i) 以外の大規模買付行為の場合は90日間を当社取締役会の検討評価期間（以下、「買付行為評価期間」といいます。）として確保されるものとします。

当社取締役会は、買付行為評価期間中、必要に応じ外部専門家等の助言を受けながら、提供された本必要情報の評価・検討を行い、大規模買付行為に対する当社取締役会としての意見をとりまとめ、公表いたします。また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することがあります。

独立委員会は、買付行為評価期間中、大規模買付者が提供した情報と当社取締役会が提供した情報の分析評価を行うものとし、その結果に基づき対抗措置を発動すべきか否かを当社取締役会に勧告するものといたします。

また、独立委員会は、買付行為評価期間を延長する必要があると合理的に判断される場合には、買付行為評価期間を相当期間延長することができるものとし、大規模買付行為は、延長後の買付行為評価期間の終了後に開始されるべきものとします。

(4) 大規模買付行為がなされたときの対応

(a) 大規模買付者が本プランの手続きを遵守しない場合

大規模買付者が本プランの手続きを遵守しない場合、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は原則として下記（7）に記載する対抗措置をとることといたします。

(b) 大規模買付者が本プランの手続きを遵守した場合

1) 基本的考え

大規模買付者が本プランの手続きを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案に対する反対意見の表明や代替案の提示を行うこと等により、当社株主の皆様を説得することにとどめ、原則として大規模買付行為に対する対抗措置はとらないものとします。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、大規模買付者の買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

しかしながら、本プランの手続きが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすと認められる場合や当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、当社の企業価値および株主共同の利益を守ることを目的として、下記（7）に記載する対抗措置をとることがあります。

具体的には、下記 2）に記載する類型に該当すると認められる場合には、原則として、大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらす場合や当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合に該当するものと考えます。

2) 対抗措置をとる場合

①真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を吊り上げて高値で株式を当社関係者に引き取らせる目的で当社株券等の買収を行っていると判断される場合（いわゆるグリーンメーラー）

②当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、

企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させる目的で当社株券等の買収を行っていると判断される場合（いわゆる焦土化経営）

③当社の経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株券等の買収を行っていると判断される場合

④当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株券等の高価売り抜けをする目的で当社株券等の買収を行っていると判断される場合

⑤大規模買付者の提案する当社株券等の買付方法が、強圧的二段階買収（最初の買付で全株券等の買付を勧誘することなく、二段目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株券等の買付を行うことをいいます。）など、株主の皆様の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社株券等の売却を強要するおそれがあると判断される場合

⑥大規模買付者による支配権取得により、従業員・取引先・顧客・地域社会その他の利害関係者の利益が損なわれ、それによって長期的に当社株主全体の利益、企業価値が著しく毀損されると合理的な根拠をもって判断される場合

⑦買付の条件（対価の価額・種類、買付の時期、買付方法の適法性、買付の実行の実現可能性、買付後における当社の従業員、取引先、顧客その他の利害関係者の処遇方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分または不適当な買付であると合理的根拠をもって判断できる場合

(5) 対抗措置の発動手続（公正性の担保）

上記（4）に記載のとおり、本プランに則って一連の手続が行われたか否かおよび本プランの手続きが遵守された場合であっても対抗措置をとるか否かの判断にあたっては、その客観性、公正性および合理性を担保するため、当社取締役会は、独立委員会に対し、対抗措置発動の是非について諮問し、独立委員会は、この諮問に基づき、対抗措置の発動の是非について当社取締役会に対し、勧告を行います。

当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断にあたっては、独立委員会の勧告を最大限尊重するものといたします。

(6) 対抗措置の発動の停止等

独立委員会は、新株予約権無償割当てが当社取締役会において一旦決議され、または、権利の割当てが行われた後においても、取締役会が定める一定の事情がある場合には、本新株予約権を行使することができる日までの間は、新株予約権無償割当ての中止、割当て後においては本新株予約権の無償取得を含む、新たな勧告を行うことができるものとします。

(7) 対抗措置の内容（新株予約権無償割当て）

上記（4）および（5）に基づき大規模買付行為に対し対抗措置をとることとなった場合、当社取締役会の決議により、大規模買付者は新株予約権を行使できないこと等、以下に定める条件を設けた本新株予約権を新株予約権無償割当ての方法により株主の皆様に割り当てることとし、当社取締役会は、新株予約権無償割当てを受けるべき株主を定めるための基準日（以下、「割当日」といいます。）を定めます。

(a) 新株予約権無償割当ての対象となる株主および割り当てる新株予約権の数

割当日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主

に対し、その所有株式（但し、当社の有する当社株式を除きます。）１株につき１個の割合で新株予約権を新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。

(b) 新株予約権の目的である株式の数

新株予約権の目的である株式の数は、新株予約権１個当たり、当社取締役会が別途定める数とします。

(c) 新株予約権無償割当てが効力を生じる日

新株予約権無償割当ては、割当日または当社取締役会が別途定める日をもってその効力を生ずるものとします。

(d) 新株予約権の行使に際して出資される財産およびその財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その財産の価額は新株予約権１個あたり１円とします。

(e) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の行使期間は、新株予約権無償割当てが効力を生じた日から120日以内で当社取締役会が定める期間とします。

(f) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。

(g) 新株予約権の行使条件

大規模買付者は新株予約権を行使できないものとします。また、当社取締役会の承認を得ることなく新株予約権を譲り受けた者も新株予約権を行使できないものとします。

新株予約権は、大規模買付行為が完了したことを当社取締役会が認めて公表した日から10日を経過した後でなければ行使できないものとします。

(h) 新株予約権の取得に関する事項

当社は、当社取締役会が別途定める日をもって新株予約権を取得することができるものとします。ただし、大規模買付者が保有する新株予約権および当社取締役会の承認を得ることなく新株予約権を譲り受けた者が保有する当該新株予約権については取得しないものとすることができます。

なお、当社がかかる新株予約権の取得を行う場合、新株予約権１個につき、当社取締役会が別途定める数の当社株式をその対価として交付する場合があります。

(i) 端数の切り捨て

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てるものとします。

(j) その他

その他必要な事項については、取締役会にて別途定めるものとします。

(8) 本プランの発効日と有効期限

本プランは本定時株主総会における株主の皆様の承認が得られた場合、かかる承認があった後に開催される最初の取締役会の終了時に発効いたします。本プランの有効期限は平成21年６月に開催予定の当社定時株主総会の終了後最初に開催される取締役会終了のときまでといたします。

また、本プランは、その有効期間中であっても、当社取締役会によりこれを廃止する旨の決議が行われた場合は、その時点で廃止されるものとします。

以　上

〔ご参考：当社平成19年４月26日公表資料より（添付資料の一部は省略しております。）〕

平成19年４月26日

会社名　株式会社神戸製鋼所
（URL http://www.kobelco.co.jp）
代表者名　代表取締役社長　犬伏泰夫
（コード番号5406　東証・大証・名証）
問合せ先　秘書広報部長　佐川　豊
（TEL 03-5739-6010）

当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の改定について

当社は、平成18年４月27日開催の当社取締役会において、当社株券等の大規模買付行為への対応方針（以下、「原方針」といいます。）を決定し、同日付で公表いたしました。原方針は、平成18年６月28日開催の当社取締役会において、これに先立ち開催された当社第153回定時株主総会で選任された当社取締役全員の賛成により、平成19年６月に開催予定の当社第154回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）終了後最初に開催される取締役会終了のときまで継続することとなっております。

その後、当社は、会社法の施行や証券取引法の改正等を踏まえ、企業価値および株主共同の利益の確保・向上のための取組みとしての原方針の在り方について更なる検討を行ってまいりました。

当社は、かかる検討の結果、平成19年４月26日開催の当社取締役会において、当社取締役全員の賛成により、原方針の期間満了に伴い、原方針を改定する当社株券等の大規模買付行為への対応方針（以下、「本対応方針」といいます。）を採用することを決定いたしましたので、お知らせいたします。本対応方針につきましては、当社監査役５名はいずれも、本対応方針の具体的運用が適正に行われることを条件として、本対応方針に賛成する旨の意見を述べております。

本対応方針中の「３．会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み」として当社株券等の大規模買付行為に関する一定のルールを定め、これを遵守した場合およびしない場合に一定の措置を講じることを内容としたプラン（以下、「本プラン」といいます。）につきましては、本定時株主総会における株主の皆様の承認が得られた場合、かかる承認があった後に開催される最初の取締役会の終了時に発効することといたします。有効期限は平成21年６月に開催予定の当社定時株主総会の終了後最初に開催される取締役会終了のときまでといたします。

なお、本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するためのチェック機関として、原方針同様、独立委員会を設置します。別途公表しておりますとおり、本定時株主総会において、コーポレート・ガバナンス強化のために社外取締役の選任を予定しておりますが、独立委員会には、これら新たに選任を予定している社外取締役２名を委員として追加することといたします。なお、独立委員会の委員は、当社定時株主総会にて本プランの承認があった後に開催される最初の取締役会において正式に選任されるものとします。その候補者は次のとおりです。

土肥　孝治（どひ　たかはる）
（略　歴）昭和33年４月　検事任官
平成５年７月　大阪高等検察庁検事長
平成７年７月　東京高等検察庁検事長
平成８年１月　最高検察庁検事総長
平成10年６月　退官
平成10年７月　弁護士登録（現在に至る）

津村　準二（つむら　じゅんじ）
（略　歴）昭和33年４月　東洋紡績株式会社　入社
平成２年６月　東洋紡績株式会社　取締役
平成７年６月　東洋紡績株式会社　常務取締役
平成９年６月　東洋紡績株式会社　専務取締役
平成11年６月　東洋紡績株式会社　取締役社長
平成17年６月　東洋紡績株式会社　取締役会長（現任）

加護野　忠男（かごの　ただお）
（略　歴）昭和45年３月　神戸大学経営学部　卒業
昭和54年４月　神戸大学経営学部　助教授
昭和63年11月　神戸大学経営学部　教授
平成10年４月　神戸大学経営学部　学部長
平成11年４月　神戸大学大学院経営学研究科　科長　教授（現任）

中野　淳司（なかの　あつし）（新任）

（略　歴）	昭和36年４月	中部電力株式会社　入社
	平成３年６月	中部電力株式会社　取締役
	平成７年６月	中部電力株式会社　常務取締役
	平成13年６月	中部電力株式会社　代表取締役副社長
	平成14年６月	中電ビル株式会社　取締役社長（兼任）
	平成15年６月	中部電力株式会社　代表取締役副社長　退任
	平成15年６月	中電ビル株式会社　取締役社長（常勤）
	平成18年６月	中電ビル株式会社　相談役
	平成18年10月	中電不動産株式会社　相談役（合併により名称変更）（現任）

土居　征夫（どい　ゆきを）（新任）

（略　歴）	昭和40年４月	通商産業省　入省
	平成５年６月	通商産業省　生活産業局長
	平成６年７月	通商産業省　退官
	平成６年７月	商工組合中央金庫　理事
	平成10年６月	日本電気株式会社　取締役
	平成12年６月	日本電気株式会社　執行役員常務
	平成16年７月	財団法人企業活力研究所　理事長（現任）

※　新任の中野氏、土居氏は、本定時株主総会において選任をお諮りする社外取締役候補者です。

なお、平成19年４月26日現在において、当社の株券等について、大規模買付行為等の具体的提案はなされておりません。

以　上

参考：模式フロー図

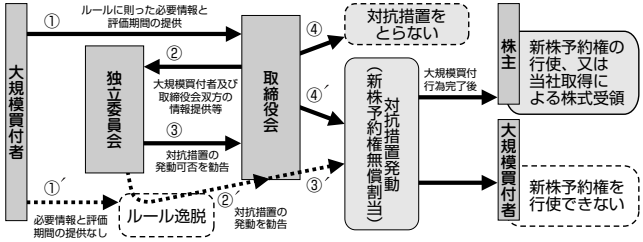

・ルール遵守の場合は、原則として①→②→③→④
・ルール逸脱の場合は、原則として①´→②´→③´

当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針

１．当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（「会社支配に関する基本方針」）

当社は上場会社として、株式の自由な取引のなかで、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上に資する形であれば、支配権の移動を伴う大規模な株式買付行為であっても、何ら否定するものではありません。

しかしながら、一方、昨今のわが国の資本市場においては、株主・投資家等に十分な情報開示が行われることなく、突如として株式等の大規模買付が行われる事例が少なからず見受けられます。こうした大規模な株式買付行為および提案の中には、当社に回復し難い損害をもたらすおそれのあるものを内容として含むものや、株主の皆様に大規模買付行為を受け入れるか否かを検討するのに必要な情報と時間を提供しないものも想定されます。このような行為はいずれも当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうおそれのあるものです。

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念、企業価値を生み出す源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係などを十分に理解し、当社の企業価値および株主共同の利益を長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。これに反して、上述のような大規模な株式買付行為および提案を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

２．当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

(1)「中期経営計画」による企業価値の向上への取組み

当社グループは、平成18年４月に、平成20年度を最終年次とする３ヵ年の「2006-2008年度グループ中期経営計画」を策定いたしました。その中で、①「オンリーワン製品」の拡販・創出、②「ものづくり力」の強化、③財務基盤の強化、④ＣＳＲの推進、⑤働く喜びと誇りをもてる職場環境の創出、⑥グループ経営の強化、⑦安定的な株主還元を基本方針に、当社の企業価値の向上に取り組んでおります。

本計画における主な財務目標とこれに対応する平成18年度の実績は以下のとおりです。

（単位：億円）

	平成20年度中期	平成18年度実績
売上高	19,000　程度	19,102
経常利益	1,800　以上	1,832
当期純利益	1,000　以上	1,096
ＲＯＡ（税引き後当期純利益／総資産）	5.0%　以上	4.9%
有利子負債残高	5,500　以下	6,212
（IPPプロジェクトファイナンスを含む有利子負債残高）	（6,500　以下）	（7,422）
Ｄ／Ｅレシオ　※	0.8倍　以下	1.2倍
（IPPプロジェクトファイナンスを含むＤ／Ｅレシオ）	（0.9倍　以下）	（1.4倍）

※　IPPプロジェクトファイナンスを除く有利子負債残高／株主資本

当社グループは、事業競争力の更なる強化と環境変化に対応し得る強固な収益体質の構築に向け、各事業において、『「オンリーワン製品」の拡販・創出』と『「ものづくり力」の強化』を、グループ一丸となって推進するとともに、コンプライアンス、環境保全への取組みを強化することにより、株主をはじめとした全てのステークホルダーの皆様から深い信頼を得るべく、一層努力してまいります。

企業価値および株主共同の利益の確保と向上のため、各事業におきましては、今後も以下の諸施策を継続的に実施してまいります。

鉄鋼関連

鋼材分野において、需要の安定ないし成長が期待される国内製造業向けの拡販に努めるとともに、鋳鍛鋼、チタン、溶接材料等の分野では需要拡大への対応を図ります。

高炉改修など、実施中の設備投資案件を確実に立ち上げ、製造技術を強化して、省エネルギー・コストダウンを進めるとともに、安定した生産体制を構築いたします。

需要動向を見据えた戦略投資をタイムリーに検討・実行いたします。

アルミ・銅関連

自動車およびＩＴ関連産業を需要家業界の重点分野と位置づけ、経営資源の積極投入を行います。特に、磁気ディスク用アルミ基板および自動車のサスペンション用アルミ鍛造品では積極的な事業展開を行って、収益の拡大を図ります。

基盤設備のリフレッシュを実施して、品質と生産性を向上いたします。

機械および建設機械関連

機械・エンジニアリング分野では、良好な需要環境を収益に確実に繋げるべく、基盤設備のリフレッシュを実施して、生産能力を確保するとともに、品質向上とコストダウンを進めてまいります。また、新鉄源ビジネスへの取組みを強化し、早期収益化を図ります。

需要環境の厳しい環境分野では、徹底したコスト削減により収益力の強化を進めます。

建設機械分野では海外展開を強化して、収益の拡大を図ります。

電子材料関連

液晶ディスプレイ用ターゲット材の需要の取込みに努めるとともに、新製品の開発と早期実用化に注力いたします。

(2) コーポレート・ガバナンス（企業統治）の強化による企業価値向上への取組み

当社は、以下の施策を通して、コーポレート・ガバナンスの充実と、万全なコンプライアンス体制の確立に全力をあげ、もって企業価値の向上に取り組んでおります。

① 当社は、会社法のもと、監査役設置会社制を採用しており、社外監査役３名を含む５名で構成される監査役会を置いています。これによって取締役の職務執行の監督機能を果たしていますが、更にコーポレート・ガバナンス機能の中心となる取締役会の機能を充実させるべく体制の整備に努めております。この度、取締役会における意思決定の透明性を高めると共に、株主の視点を会社経営の意思決定に一層反映させやすくすることを目的として、現在の９名の取締役に加えて、２名の社外取締役を選任することを平成19年６月に開催予定の当社定時株主総会に提案することといたしました。

当社は、事業ユニットごとの収益力強化や、経営資源の選択・集中による事業構造の変革を遂行するための経営システムとして、社内カンパニー制を敷いております。

当社の事業を取り巻くリスクについては、意思決定に際して、当該案件に関連するリスクを的確に分析し評価するために、あらかじめ明確な決裁基準を設けており、この基準にしたがって、厳格な運用がなされております。平成13年10月より各種リスクを抽出し、その予防保全策、モニタリング体制、責任体制を定めた『リスク管理規程』を制定しております。各部門がこの規程に従って想定リスクを回避し、リスク発生時の損害をミニマイズするようにリスク管理体制を構築しております。

② 当社は、法令や社会規範の遵守なくして企業の存立はあり得ないとの認識の下、コンプライアンス体制の構築を経営の最重要課題と位置づけております。平成12年６月に法令等を遵守するための具体的な企業行動指針として『企業倫理綱領』を制定し、その後の事業環境の変化に応じて、平成15年３月、平成17年４月、平成18年４月と三度改定を行っております。本綱領は、良き「企業市民」として法令その他の社会規範を遵守し、環境に配慮しながら、優れた製品・サービスの提供を通じて、社会に貢献するために会社および役員、社員が守るべき規範・基準を定めるものであります。

平成15年６月、取締役会の諮問機関として「コンプライアンス委員会」を設置し、様々な取組みを実施しております。同

委員会は、コンプライアンス推進計画の立案と進捗状況の確認のほか、「内部通報システム」に通報のあった事案に関する施策を取締役会に上程するなどして、コンプライアンス経営の実効性を高めております。

更に、当社はこのような取組みを当社グループ全体にも広げるべく、主なグループ会社においても『企業倫理綱領』を制定し、「コンプライアンス委員会」を設置しています。また、外部の弁護士を受付窓口とする「神鋼グループ内部通報システム」を構築するとともに、各社において役員を含めた全社員のコンプライアンス意識への浸透を図るため、各種マニュアルの作成、教育などを実施しております。

3．会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、1.で述べた会社支配に関する基本方針に照らし、企業価値および株主共同の利益の確保と向上のために、以下に定める大規模買付ルールを策定するものとし、これを遵守した場合およびしなかった場合につき、一定の措置を講じることをもって、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みといたします（以下、「本プラン」といいます。）。

(1) 本プランの趣旨

当社株券等に対する買付が行われる場合に、株主の皆様がこのような買付行為を受け入れるか否かを検討するために必要かつ十分な情報を事前に提供することを大規模買付者に求めるとともに、提供された情報に基づき、当社取締役会が当該大規模買付行為について評価検討を行うための期間を設け、かかる期間が経過するまで大規模買付行為が開始されないようにするものです。

(2) 独立委員会の設置

当社は、当社取締役会による恣意的な判断を防止し、本プランに則った手続の客観性、公正性および合理性を担保するため、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を別紙に定める要領により設置いたします。独立委員会の委員には、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役が含まれます。

独立委員会は、下記（3）に従い大規模買付者から提供される情報が十分か否か等の判断ならびに下記（5）～（7）に記載する対抗措置の発動および中止の可否についての当社取締役会への勧告等を行います。

(3) 本必要情報の提供

(a) 趣旨

大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、大規模買付者の提案が企業価値および株主共同の利益を高めるものか否かについて、株主の皆様および当社取締役会による判断に供するため、当社取締役会に対し、下記（b）に記載する情報を下記（c）に定める手続に従って提供していただきます。

(b) 求める情報

1) 要件

大規模買付者には、上記（a）の趣旨に照らし必要かつ十分な情報（以下、「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。本必要情報の具体的内容は原則として次項2）に例示する項目ですが、大規模買付者の属性および大規模買付行為の内容により異なるため、下記（c）2）に記載のとおり、当社より交付いたします本必要情報リストにより定めることといたします。

2) 本必要情報の具体的内容

① 大規模買付者およびそのグループの概要
② 大規模買付行為の目的、方法および内容（買付を予定する議決権割合を含む。）
③ 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無および内容
④ 買付対価の算定根拠
⑤ 買付資金の裏付け（大規模買付者に対する資金の供与者の有無、名称その他の概要を含む。）
⑥ 大規模買付行為完了後に意図する当社および当社グループの経営方針、事業計画、資本政策、配当政策、財務計画、資産活用策
⑦ 大規模買付行為完了後に意図する当社および当社グループの企業価値を持続的かつ安定的に向上させるための施策ならびに当該施策が当社および当社グループの企業価値を向上させることの具体的な根拠
⑧ 当社および当社グループの従業員、取引先、顧客、地域社会その他の利害関係者と当社および当社グループとの関係に関し、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無、内容

(c) 本必要情報提供にかかる手続

1) 大規模買付者による意向表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合、まず、当社代表取締役宛に「意向表明書」をご提出いただきます。意向表明書には、当社の定める書式により、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先、提案する大規模買付行為の概要を記載いただいたうえ、本プランに従う旨を誓約していただきます。

2) 当社からの本必要情報リストの交付

当社は、意向表明書受領後5営業日以内に、大規模買付者に提供していただく本必要情報のリストを大規模買付者に交付いたします。

3) 大規模買付者による情報の提供および開示

大規模買付者には、本必要情報リストの交付後速やかに本必要情報を当社取締役会に対し提供していただくこととし、当社取締役会は当該情報を受領後直ちに独立委員会に提出し、独立委員会の判断に供します。大規模買付者が提供した本必要情報が必要かつ十分なものではないと独立委員会が合理的に判断した場合、追加的に情報提供していただくことがあります。独立委員会が必要かつ十分な情報の提供を受けたと判断した場合には、適時適切な方法によりその旨の開示を行います。

なお、大規模買付行為の意向表明等があった事実につきましては、法令および関係ある証券取引所の規則に従って適時適切な開示を行います。また、当社取締役会に提供された本必要情報は、当社株主の皆様の判断のために必要であると独立委員会において合理的に判断される場合には、その全部または一部を公表することといたします。

(4) 取締役会による検討評価

大規模買付行為の検討評価の難易度に応じ、上記（3）（c）3）に従い独立委員会が必要かつ十分な本必要情報の提供を受けたと判断した旨開示した日から、(i) 対価を円貨の現金のみとする公開買付けによる当社の株券等の全部の買付けの場合は60日間、(ii) (i) 以外の大規模買付行為の場合は90日間を当社取締役会の検討評価期間（以下、「買付行為評価期間」といいます。）として確保されるべきものと考えております。

なお、買付行為評価期間の開始および終了時には、それぞれ法令および関係ある証券取引所の規則に従って適時適切な開示を行います。

当社取締役会は、買付行為評価期間中、必要に応じ外部専門家等の助言を受けながら、提供された本必要情報の評価・検討を行い、大規模買付行為に対する当社取締役会としての意見をとりまとめ、公表いたします。また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することがあります。

独立委員会は、買付行為評価期間中、大規模買付者が提供した情報と当社取締役会が提供した情報の分析評価を行うものとし、その結果に基づき対抗措置を発動すべきか否かを当社取締役会に勧告するものといたします。

また、独立委員会は、買付行為評価期間を延長する必要があると合理的に判断される場合には、買付行為評価期間を相当期間延長することができるものとし、大規模買付行為は、延長後の買付行為評価期間の終了後に開始されるべきものとします。この場合、独立委員会は、買付行為評価期間を延長するに至った理由、延長期間その他適切と認める事項については、決議後速やかに公表を行います。

(5) 大規模買付行為がなされたときの対応

(a) 大規模買付者が本プランの手続きを遵守しない場合

大規模買付者が本プランの手続きを遵守しない場合、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は原則として下記（8）に記載する対抗措置をとることといたします。

(b) 大規模買付者が本プランの手続きを遵守した場合

1）基本的考え

大規模買付者が本プランの手続きを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案に対する反対意見の表明や代替案の提示を行うこと等により、当社株主の皆様を説得することにとどめ、原則として大規模買付行為に対する対抗措置はとらないものとします。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、大規模買付者の買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

しかしながら、本プランの手続きが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすと認められる場合や当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、当社の企業価値および株主共同の利益を守ることを目的として、下記（8）に記載する対抗措置をとることがあります。

具体的には、下記 2）に記載する類型に該当すると認められる場合には、原則として、大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらす場合や当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合に該当するものと考えます。

2）対抗措置をとる場合

① 真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を吊り上げて高値で株式を当社関係者に引き取らせる目的で当社株券等（下記６．(5) に定義します。以下同じ。）の買収を行っていると判断される場合（いわゆるグリーンメーラー）

② 当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させる目的で当社株券等の買収を行っていると判断される場合（いわゆる焦土化経営）

③ 当社の経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株券等の買収を行っていると判断される場合

④ 当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株券等の高価売り抜けをする目的で当社株券等の買収を行っていると判断される場合

⑤ 大規模買付者の提案する当社株券等の買付方法が、強圧的二段階買収（最初の買付で全株券等の買付を勧誘することなく、二段目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株券等の買付を行うことをいいます。）など、株主の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主に当社株券等の売却を強要するおそれがあると判断される場合

⑥ 大規模買付者による支配権取得により、従業員・取引先・顧客・地域社会その他の利害関係者の利益が損なわれ、それによって長期的に当社株主全体の利益、企業価値が著しく毀損されると合理的な根拠をもって判断される場合

⑦ 買付の条件（対価の価額・種類、買付の時期、買付方法の適法性、買付の実行の実現可能性、買付後における当社の従業員、取引先、顧客その他の利害関係者の処遇方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分または不適当な買付であると合理的根拠をもって判断できる場合

(6) 対抗措置の発動手続（公正性の担保）

上記（5）に記載のとおり、本プランに則って一連の手続が行われたか否かおよび本プランの手続きが遵守された場合であっても対抗措置をとるか否かの判断にあたっては、その客観性、公正性および合理性を担保するため、当社取締役会は、独立委

員会に対し、対抗措置発動の是非について諮問し、独立委員会は、この諮問に基づき、対抗措置の発動の是非について勧告を行います。

当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断にあたっては、独立委員会の勧告を最大限尊重するものといたします。

なお、独立委員会は、その勧告の概要、その他独立委員会が適切と判断する事項につき、決議後速やかに公表を行います。

(7) 対抗措置の発動の停止等

独立委員会は、新株予約権無償割当てが当社取締役会において一旦決議され、または、権利の割当てが行われた後においても、下記のような事情がある場合には、本新株予約権を行使することができる日までの間は、新株予約権無償割当ての中止、割当て後においては本新株予約権の無償取得を含む、新たな勧告を行うことができるものとします。

具体的には、当該決議後、(a) 大規模買付者が大規模買付行為を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合、または、(b) 上記勧告の判断の前提となった事実関係等に重大な変動が生じ、(i) 大規模買付者等による買付等が上記3．(5) に定める対抗措置を発動する要件のいずれにも該当しないか、もしくは、(ii) 該当しても新株予約権無償割当てを行うこともしくは本新株予約権を行使させることが相当でないと、独立委員会が判断するに至った場合には、新株予約権無償割当ての中止または本新株予約権の無償取得を含む別個の判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。この場合においても、当社取締役会は独立委員会の勧告を最大限尊重し、新株予約権無償割当ての中止または本新株予約権の無償取得等について決定いたします。

独立委員会は、当該勧告の概要その他独立委員会が必要と認める事項について、決議後速やかに情報開示を行います。

(8) 対抗措置の内容（新株予約権無償割当て）

上記 (5) および (6) に基づき大規模買付行為に対し対抗措置をとることとなった場合、当社取締役会の決議により、大規模買付者（特定株主グループを含みます。以下、本 (8) において同じ。）は新株予約権を行使できないこと等、以下に定める条件を設けた新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）を新株予約権無償割当ての方法により株主の皆様に割り当てることとし、当社取締役会は、新株予約権無償割当てを受けるべき株主を定めるための基準日（以下、「割当日」といいます。）を定めます。

(a) 新株予約権無償割当ての対象となる株主および割り当てる新株予約権の数

割当日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有株式（但し、当社の有する当社株式を除きます。）1株につき1個の割合で新株予約権を新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。

(b) 新株予約権の目的である株式の数

新株予約権の目的である株式の数は、新株予約権1個当たり、当社取締役会が別途定める数とします。

また、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行います。

(c) 新株予約権無償割当てが効力を生じる日

新株予約権無償割当ては、割当日または当社取締役会が別途定める日をもってその効力を生ずるものとします。

(d) 新株予約権の行使に際して出資される財産およびその財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その財産の価額は新株予約権1個あたり1円とします。

(e) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の行使期間は、新株予約権無償割当てが効力を生じた日から120日以内で当社取締役会が定める期間とします。

(f) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。

(g) 新株予約権の行使条件

大規模買付者は新株予約権を行使できないものとします。また、当社取締役会の承認を得ることなく新株予約権を譲り受けた者も新株予約権を行使できないものとします。

新株予約権は、大規模買付行為が完了したことを当社取締役会が認めて公表した日から10日を経過した後でなければ行使できないものとします。

(h) 新株予約権の取得に関する事項

当社は、当社取締役会が別途定める日をもって新株予約権を取得することができるものとします。ただし、大規模買付者が保有する新株予約権および当社取締役会の承認を得ることなく新株予約権を譲り受けた者が保有する当該新株予約権については取得しないものとすることができます。

なお、当社がかかる新株予約権の取得を行う場合、新株予約権1個につき、当社取締役会が別途定める数の当社株式をその対価として交付する場合があります。

(i) 端数の切り捨て

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てるものとします。

(j) その他

その他必要な事項については、取締役会にて別途定めるものとします。

(9) 権利行使の停止

上記 (8) の定めにかかわらず、当社が、法令（外国の法令を含みます。本 (9) において同じ。）を遵守するために、何らかの措置を講ずることまたは講ずる必要があることを決定した場合、当社は、その措置を講ずるためまたは当該法令を遵守するために、法令で許容される限りにおいて、合理的な期間にわたり本新株予約権の行使を停止することができます。上記の停止が行われた場合、当社は、速やかに、本新株予約権の行使が停止された旨を公表します。ただし、法令で許容される限りにおいて、本新株予約権の保有者その他の関係者に対する通知は行いません。

4．株主および投資家の皆様に与える影響等

(1) 本プラン導入時に株主および投資家の皆様に与える影響

本プランの導入時においては、新株予約権無償割当て自体は行われませんので、株主および投資家の皆様の権利・利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 対抗措置発動時に株主および投資家の皆様に与える影響

当社取締役会は、企業価値および株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権無償割当てを行うことがありますが、本新株予約権の仕組上当社株主の皆様（本プランにより本新株予約権を行使することができない大規模買付者を除きます。）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が新株予約権無償割当てを決定した場合には、適用される法令、証券取引所規則等に従って、適時適切な開示を行います。

(3) 対抗措置発動の中止時に株主および投資家の皆様に与える影響

上記３．(7) に記載のとおり、独立委員会は、新株予約権無償割当てが当社取締役会において一旦決議され、または、権利の割当てが行われた後においても、本新株予約権を行使することができる日までの間は、新株予約権無償割当ての中止、割当ての後においては本新株予約権の無償取得を含む、新たな勧告を行うことがあります。

なお、新株予約権無償割当ての決議がなされた後、新株予約権無償割当てが中止され、または割当ての後に全ての新株予約権が当社により取得された場合には、一株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、当社株式の株価の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主および投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

(4) 対抗措置発動に伴って株主の皆様に必要となる手続

(a) 名義書換手続

新株予約権無償割当てを行うことが決議された場合、別途当社取締役会が決定し公告する基準日（割当日）までに名義書換を完了していただかない限り、新株予約権無償割当てを受けることができませんので、株主の皆様におかれましては、速やかに株式の名義書換手続を行っていただく必要があります（なお、証券保管振替機構への預託を行っている株券については、名義書換手続は不要です。）。

(b) 本新株予約権の申込手続

本新株予約権は、新株予約権無償割当ての方法により株主の皆様に割り当てられ、割当日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主の皆様は、当該新株予約権無償割当てが効力を生じる日において当然に新株予約権者となることから、特段の手続は必要ありません。

(c) 本新株予約権の行使手続

本新株予約権を行使する場合には、新株予約権無償割当て後、株主の皆様におかれましては権利行使期間内に本新株予約権１個あたり１円を払込取扱場所に払い込んでいただく必要があります。

本新株予約権に、本新株予約権を当社株式と引換えに取得することができるとの条項が定められている場合には、当社が取得の手続をとれば、当社取締役会が取得の対象として決定した本新株予約権を保有する株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになります。

５．経営者の取組みが会社支配に関する基本方針に沿い、当社の株主共同の利益を損なうものではないこと、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないことについて

(1) 経営者の取組みが会社支配に関する基本方針に沿うものであること

当社グループにおける「中期経営計画」による企業価値の向上への取組みは、会社支配に関する基本方針にいう「当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上」のための現在の経営者による取組みであり、現在の経営者のかかる取組みの是非についての判断は、会社法に基づく事業報告等による開示と株主の皆様による取締役の選解任権の行使を通じて、そのご意思に委ねられております。

当社の現在のコーポレート・ガバナンス（企業統治）体制およびその強化のための様々な取組みは、会社法の規律に基づき、取締役に対する職務執行に対する監督機能を確保し、経営の透明性を高め、もって企業価値の向上に資する点で会社支配に関する基本方針に準拠するものであります。

また、本プランは、「大規模買付行為に応じるか否かは、最終的には株主の皆様が判断する」という基本精神に基づき作成されております。大規模買付者に対して大規模買付行為に関する情報を当社取締役会に事前に提供させること、一定の評価期間が経過した後にのみ当該大規模買付行為を開始することを求めていること、およびこれらを遵守しない大規模買付者に対して当社取締役会が対抗措置を講じることは、いずれも、大規模買付行為に応じるか否かを当社株主の皆様が判断するために必要な情報を提供させるため、あるいは代替案の提示を受ける機会を株主の皆様に保障するための手段として採用されたものであります。よって、本プランは、会社支配に関する基本方針の考え方に沿って設計されたものであるといえます。

(2) 当社の株主共同の利益を損なうものではないこと

当社グループによる「中期経営計画」による企業価値の向上や当社の現在のコーポレート・ガバナンス（企業統治）体制ならびにその強化のための様々な取組みは、いずれも企業価値の向上をもたらし、ひいては株主共同の利益につながるものです。

また、本プランによって、当社株主の皆様は、大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や代替案の提示を受ける機会を保障されることとなるのであって、本プランは当社株主共同の利益に資するものであると考えます。

さらに、本プランの導入は、株主総会における当社株主の皆様の承認が条件となっております。また、有効期間が明確に規定されていることから、本プランの更新を株主総会の決議により承認しないことが可能です。また、本プランは、取締役会決議によりいつでも廃止が可能であることから、当社株主の皆様が本プランの維持が株主共同の利益を損なうと判断する場合、取締役の選解任権を行使することにより、いつでも株主の皆様の意思によって本プランを廃止することが可能となっております。このような仕組みにより、本プランが当社株主共同の利益を損なうことがないように配慮されております。

(3) 当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないこと

当社の現在のコーポレート・ガバナンス（企業統治）体制は、すべて株主総会を頂点として構成されております。当社は取締役の任期を１年としており、解任のための株主総会決議要件の加重も一切行っておりませんので、経営者は、毎年、株主の皆様による過半数の決議による承認を受けるべき立場にあります。

また、本プランは、大規模買付行為を受け入れるか否かは最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきことを大原則としつつ、株主共同の利益を守るために必要な範囲での情報提供等のルールの遵守の要請や、必要に応じて対抗措置の発動を定めるものです。本プランは当社取締役会が対抗措置を発動する場合を事前かつ詳細に開示しており、当社取締役会による対抗措置の発動はかかる本プランの規定に従って行われます。

また、大規模買付行為に関して当社取締役会が評価・検討し、対抗措置を発動する際には、外部専門家等の助言を得るとともに、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされています。このように、本プランには、当社取締役会による適正な運用を担保するための手続も盛り込まれています。

以上から、本プランは当社役員の地位の維持を目的とするものでないと考えております。

6．定義

(1) 大規模買付行為

特定株主グループの議決権割合を15％以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為または結果として特定株主グループの議決権割合が15％以上となるような当社株券等の買付行為をいいます。

(2) 大規模買付者

大規模買付行為を行う者およびその特定株主グループをいいます。

(3) 特定株主グループ

当社の株券等（証券取引法第27条の23第１項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第１項に規定する保有者をいい、同条第３項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）およびその共同保有者（同法第27条の23第５項に規定する共同保有者をいい、同条第６項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）、当社の株券等（同法第27条の２第１項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の２第１項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の２第７項に規定する特別関係者をいいます。）、またはこれらと同一の者として取締役会で定める者をいいます。

(4) 議決権割合

特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、(i) 特定株主グループが当社の株券等（証券取引法第27条の23第１項に規定する株券等をいいます。）の保有者およびその共同保有者である場合の当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第４項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数〔同項に規定する保有株券等の数をいいます。〕も計算上考慮されるものとします。）または (ii) 特定株主グループが当社の株券等（同法第27条の２第１項に規定する株券等をいいます。）の買付け等を行う者およびその特別関係者である場合の当該買付け等を行う者および当該特別関係者の株券等保有割合（同法第27条の２第８項に規定する株券等保有割合をいいます。）の合計をいいます。各株券等保有割合の算出に当たっては、総議決権（同法第27条の２第８項に規定するものをいいます。）および発行済株式の総数（同法第27条の23第４項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

(5) 当社株券等

証券取引法第27条の23第１項に規定する株券等または同法第27条の２第１項に規定する株券等のいずれかに該当するものをいいます。

7．その他

(1) 言語

本プランに基づく本必要情報の提供その他当社への通知、連絡は日本語により行われるものといたします。

(2) 本プランの見直し

当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本定時株主総会でご承認いただく本プランの基本的考え方に反しない範囲で、関係諸法令の整備の状況その他の情勢の変化を踏まえ、当社の企業価値および株主共同の利益の更なる向上の観点から、独立委員会の勧告を最大限尊重しつつ、本プランを随時見直してまいります。なお、本プランの見直しを行った場合には、速やかにその旨の公表を行うものといたします。

(3) 本プランの発効日と有効期限

本プランの採用およびそれに基づく対抗措置の発動については、株主の皆様にも一定の影響を与えるため、本プランの導入については平成19年６月に開催予定の当社定時株主総会において株主の皆様のご意思を確認させていただくことといたします。

本プランは本定時株主総会における株主の皆様の承認が得られた場合、かかる承認があった後に開催される最初の取締役会の終了時に発効いたします。本プランの有効期限は平成21年６月に開催予定の当社定時株主総会の終了後最初に開催される取締役会終了のときまでといたします。

また、本プランは、その有効期間中であっても、当社取締役会によりこれを廃止する旨の決議が行われた場合は、その時点で廃止されるものとします。

(4) 法令の改正等による修正

上記で引用する法令の規定は平成19年４月26日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設または改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会において、当該新設または改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものといたします。

以　上

別紙　独立委員会の概要

1．構成

独立委員会の構成員数は、３名以上とし、社外の弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者等および社外の経営者ならびに社外取締役の中から構成されることといたします。

2．任期

委員の任期は、選任後最初に到来する当社定時株主総会終了後最初に開催される取締役会終了のときまでとし、当該委員が再任することを妨げないものといたします。

3．権限および責任

独立委員会は、以下に記載する事項について決議に基づく決定を行い、④から⑥については、当該決定に基づき当社取締役会に対して勧告を行うものといたします。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、最終的な決定を行います。

① 大規模買付者が提供する情報が必要かつ十分なものであるかどうかの判断
② 大規模買付者が提供した本必要情報および当社取締役会が提供した情報の分析ならびに評価
③ 買付行為評価期間の延長が必要かどうかの判断
④ 本対応方針が遵守されたか否かの判断
⑤ 上記②に記載する分析評価等を踏まえた上で対抗措置をとるべきか否かの判断
⑥ 対抗措置を中止すべきか否かの判断
⑦ その他当社の企業価値および株主共同の利益の確保と向上に必要な事項であって当社取締役会が諮問した事項

4．決議方法

独立委員会の決議は、原則全員出席としてその過半数をもって行うことといたしますが、やむをえない場合には過半数の出席および出席者の過半数をもって行うことといたします。

5．その他

① 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（フィナンシャルアドバイザー、公認会計士、弁護士その他の専門家を含む。）の助言を得ることができるものとします。
② 大規模買付者による買付提案が行われない場合であっても、半期に１回、定時独立委員会を開催し、当該半期における当社の各事業を取り巻く環境、事業の概況等上記３．に記載の判断を行うために必要な情報の収集を行うことといたします。

以　上

議決権の行使等についてのご案内

1．インターネットにより議決権を行使される場合のお手続き等について

(1) お手続きは、インターネットに接続が可能なパソコンまたは携帯電話により、議決権行使サイト（https://www.evote.jp）にアクセスしていただき、画面の案内に従って、議決権行使書に記載のログインＩＤおよび仮パスワード（または株主様が登録されたパスワード）をご入力のうえ、議決権をご行使ください。

(注) ＰＤＡ、ゲーム機等には対応しておりません。

(2) インターネットによる議決権の行使は、平成19年６月５日（火）から平成19年６月25日（月）午後５時30分までに行使されるようお願いいたします。なお、毎日午前２時から午前５時まではお取り扱いを休止します。

(3) 議決権の行使は、お手許の議決権行使書用紙による郵送にて議決権を行使する方法、または当社の議決権行使サイトによる方法のいずれか一方によってのみ行使することができます。双方で行使することのないようご注意ください。
なお、双方で行使された場合は、インターネットによる議決権の行使を有効とさせていただきます。

(4) インターネットによって、複数回、議決権を行使された場合は、最後に行なわれた行使を有効として取り扱わせていただきます。

(5) インターネットをご利用いただくための費用（プロバイダー接続料金・通信料金等）は、株主様のご負担となります。

2．【機関投資家向け】議決権電子行使プラットフォームについて

当社株主総会における電磁的方法による議決権の行使方法として、株式会社東京証券取引所等により設立された株式会社ＩＣＪが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

3．株主総会参考書類等の記載事項を修正する場合の周知方法

株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載すべき事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項を当社ホームページ（http://www.kobelco.co.jp）に掲載いたしますのでご了承ください。

4．代理人による議決権行使

議決権を有する他の株主１名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。代理権を証明する書面として委任状を議決権行使書用紙とともにご提出ください。

＜株主総会に関するお手続きサイトに係るご照会先＞

1．パソコンの操作方法等についてご不明な場合は、下記にお問い合せください。

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社　証券代行部（ヘルプデスク）
電　　話　０１２０－１７３－０２７（通話料無料）
受付時間　土・日曜日、休日を除く 午前９時～午後９時

2．上記１．以外のご不明な点は、下記にお問い合せください。

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社　大阪証券代行部
電　　話　０１２０－０９４－７７７（通話料無料）
受付時間　土・日曜日、休日を除く 午前９時～午後５時

以　上

株主総会会場ご案内図

会　　場　神戸市中央区港島中町6丁目11番1
　　神戸国際展示場2号館（1階）

交通機関　**神戸新交通ポートライナー**
　　会場へはポートライナー「三宮駅」にて乗車、「市民広場駅」下車、西へ徒歩約3分。
（ポートライナー「三宮駅」は、JR三ノ宮駅、阪急電鉄・阪神電鉄・神戸市営地下鉄三宮駅、同地下鉄三宮・花時計前駅乗りかえ。）

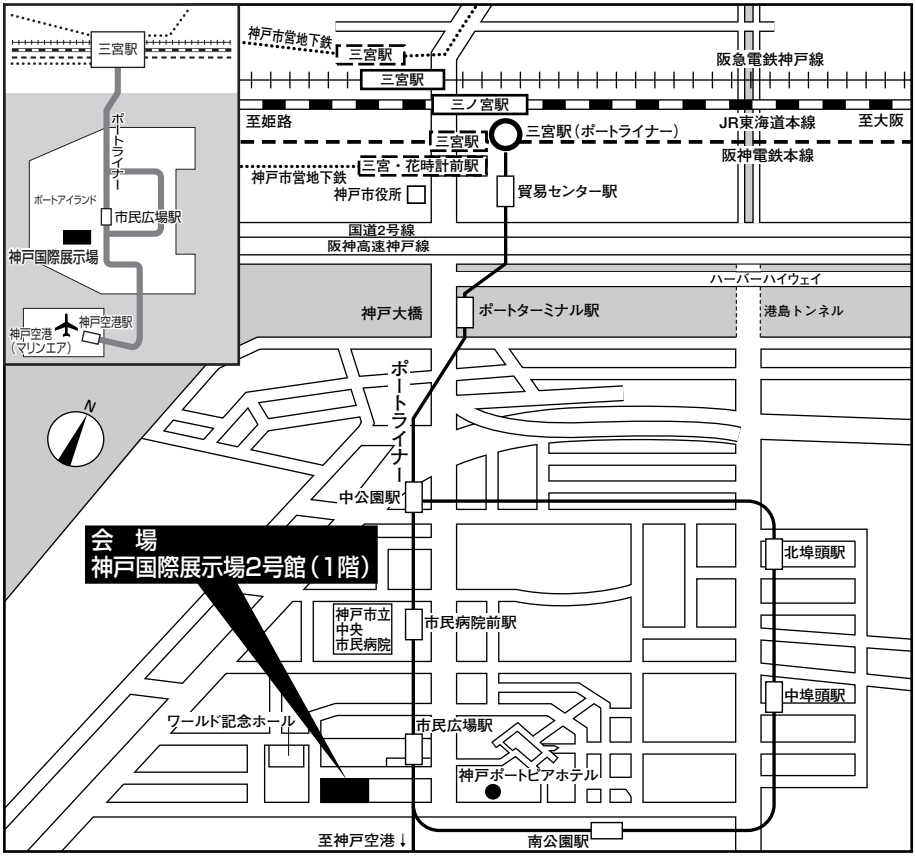

（お願い）

●当日は、会場周辺の道路の渋滞も予想されますので、お車でのご来場はご遠慮願います。